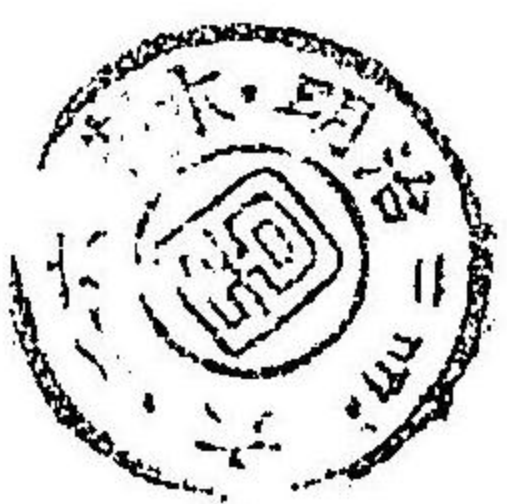


法學士 島田鐵吉 講述

競賣

法講義

大日本新法典講習會藏版



競賣法講義

法學士 島田鐵吉講述

緒言

緒言

權利義務の關係を規定する法規を實體法といひ權利の實行に關する手續を規定する法規を手續法といふ競賣法は民法又は商法の規定に依り競賣を爲す權利ある者が其權利を實行する場合に於ける手續の規定なるか故に實體法にわらずして手續法なり

上に述べたる如く競賣法は手續法なるか故に此講義に於ては何人か如何なる場合に如何なる物に付き競賣を爲すを得るやといふか如き實體法上の問題に立入るを要せざるに似たり然れども實體法の研究と手續法の研究とは相伴ふ可きものにして相離る可からざるものなるに因り余は必要と認むる程度迄は實體法上の問題に立入り殊に民法及び商法の如何なる規定か競賣法と關係を有するやの點に付ては其大體を説明せんと欲す

此講義を分て三編と爲す第一編前論第二編本論第三編後論即ち之れなり而して第一編に於ては競賣法を研究するに當り豫め注意するを要する事項の概略を説

明し第二編に於ては競賣法の各法條を逐次に解釋し第三編に至りて競賣法に依る競賣の性質及び效力を論じ併せて前二編の説明を補充す可し

競賣法に依る競賣の性質及び效力は第一編に於て之を説明するを順序とするか如しと雖普通の賣買民事訴訟法に依る競賣並に同法及び競賣法に依らざる競賣との差異等に至りては競賣法の各法條を研究したる後にあらざれば了解し易かりざる可しと思料するを以て特に第三編中に編入したるなり

第一編 前論

前論

此編を分て二章とす第一章競賣第二章競賣法之れなり

第一章に於ては競賣の意義競賣の原因競賣の手續を規定せる法規の種類に付き概要を説明し第二章に於ては競賣法の沿革競賣法に依る賣競競賣を爲さんとする者か豫め爲す可き行爲及び競賣後に爲す可き行爲競賣研究の必要等に付き大略を説明す可し

競賣

第一章 競賣

競賣の意義

(第一) 競賣の意義

競賣とは最高價申出人に財産權を移轉する方法をいふ換言すれば賣却を取扱ふ

競賣の原因

者か公の場所に於て代價の申出を催告し之に應じて代價を申出てたる者の中に就き最高價の申出を爲したる者を買主と定むるをいふ

(第二) 競賣の原因

茲に競賣の原因といふは何の爲に競賣を爲すかといふ問題と同義なり競賣の原因は左の如し

公法上の關係に基づく場合

- (甲) 公法上の關係に基づく場合 例へば國家又は公の法人か徵稅權の作用として租稅滯納者の財産を競賣するか如し此場合にありては納稅の義務即ち公法上の義務を履行せしむる爲め競賣を爲すなり(參照國稅滯納處分法)要するに此種類に屬する競賣にありては私益の保護を目的とせざる點に於て(乙)と異なる

私法上の關係に基づく場合

- (乙) 私法上の關係に基づく場合 競賣を爲す者と競賣の目的物の所有者との關係よりして此場合を左の如く分類するを得

- (一) 競賣を爲す者と競賣の目的物の所有者とか同一なる場合 此場合にありては自己の物を處分するに過ぎず例へば商人か市場に於て其所有の商品を競賣に付するか如し

代理人が競賣を爲すときも亦此種類に屬す何となれば代理人は本人の爲に之に代て其權利を行ふものなればなり

(二) 兩者が同一ならざる場合 此場合を更に左の如く分類するを得

(イ) 自己の權利の實行の爲め他人の物を競賣に付する場合

(い) 他人の物の上に有する一定の權利の實行として其權を競賣に付する場合 即ち他人の物の上に有する物權を實行する場合をいふ例へは質權者か質物を競賣に付するか如し

(ろ) 競賣の目的物と直接の關係なき權利の實行の爲の場合 即ち債權者か債務者の財産に對し強制執行を爲す場合をいふ民事訴訟法第六編に規定せる動産の競賣不動産の強制競賣等之れなり

(ロ) 自己の義務を免るる爲め他人の物を競賣に付する場合 民法第四百九十七條又は商法第二百八十六條に基く競賣の如き之れなり蓋し此場合にありては義務を免れんと欲すれば競賣を爲すを得といふに過ぎず故に競賣を爲すも爲さざるも其隨意なり

(ハ) 他人の利益の爲め競賣を爲すを要する場合
(イ) 所有者の利益の爲の場合 商法第二百八十九條第一項に依る競賣の如き之れなり
(ロ) 所有者及び利害關係人の爲の場合 非訟事件手續法第五十八條の命令に因り管理人が不在者の財産を競賣し明治二十三年法律第二十三號商法第千十八條に因り破産管財人が破産者の財産を競賣する等の如き之れなり

競賣の手續を規定する法規の種類

(第三) 競賣の手續を規定する法規の種類

競賣の原因の異なるに伴ひ其手續も亦異ならざる可からず從て其手續を規定する法規種々あり茲には現行法中主要なるものを列挙す可し

一 國稅滯納處分法 (第二の甲)を見よ

二 競賣法 此法律に依る可き場合は左の如し

一 (第二の乙)の(一)の(イ)

二 (第二の乙)の(二)の(ロ)

三 (第二の乙)の(三)の(ハ)の(イ)

四 非訟事件手續法第五十八條の命令に依る競賣 (第二の乙)の(二)の(ハ)の(ロ)

を見よ

三 民事訴訟法第六編第二章 此手續に因る可き主要なる場合は左の如し

一 (第二)の(乙)の(イ)の(ロ)

二 明治二十三年法律第二十三號商法第千十八條に因る競賣 (第二)の(乙)の

(二)の(ハ)の(ろ)を見よ

(第二)の(乙)の(一)の場合に付ては特別の規定なし蓋し普通の賣買と大差なければなら

第一章 競賣法

競賣法
競賣法の沿革

(第一) 競賣法の沿革

競賣法は明治三十一年六月十五日法律第十五號として公布せられたる法律にして同月二十一日公布の勅令第二十三條に因り民法、民法施行法、非訟事件手續法等と共に同年七月十六日より實施の效力を有す。又明治三十三年法律第九十二號増價競賣法ありたれども施行せらるゝに至らずして競賣法第五十一條を以て廢止せられたり而して増價競賣法に代りたるは競賣法第五章の規定なり。

競賣法に依る競賣

(第二) 競賣法に依る競賣

(甲) 競賣法に依り競賣を爲す場合は留置権者か留置物より生したる金銭以外の果實(果實の意義に付ては民法第八十八條を見よ)に付き民法第二百九十七條の權利を實行するるとき先取特權を實行するときは民法第八章商法第六章特に民法第三百三條(質權)を實行するときは民法第三百五十二條(抵當權)を實行するときは民法第三百六十九條第三百八十七條第三百八十九條競賣法第四十條(其他民法第四百九十七條商法第二百八十六條第二百八十九條第三百四十五條第三百四十六條第五百七十條第六百十條若くは民法第二十五條以下四條及び非訟事件手續法第五十八條に基くとき等之れなり)

(乙) 留置権者(民法第二百九十七條に基くとき)質權者、先取特權者及び抵當權者(民法第三百八十七條競賣法第四十條に基くとき)の外は權利の實行として競賣を爲すを得るか、民法第四百九十七條等には競賣を爲すを得との明文あるに反し民法第二百九十七條第三百三條第三百五十二條第三百六十九條にはかゝる明文なし故に疑を抱く者あるべきを慮り左に競賣を爲すを得る理由を説明せん

(一) 民法第二百九十七條同條には留置権者は果實を收取し其債權の辨濟に

充當するを得とあり故に其果實にして金銭なるときは直に辨済に充つるを得るは言ふ迄もなし然るに其果實か他の物なるときは其價額明ならざるを以て直に辨済に充つるを得ず辨済に充つるには先づ金銭に換ふるを要し金銭に換ふるには其物を賣却するを要す而して物は自然に賣却せらるゝものにあらざるを以て何人か賣却を爲す者なかる可からず然らば何人か賣却を爲すへきか抑も果實か金銭なるときは留置権者は債務者の同意を俟たずして直に辨済に充つるを得とすれば果實か金銭以外の物なるときは辨済に充つる手段として賣却するに際してのみ債務者の同意を要する謂はれなし従て留置権は債務者の同意を俟たず權利として賣却するを得と論結せざる可からず已に然る以上は賣却の一方法にして尤も公平の方法たる競賣を爲すを得るは當然の理なり

(二) 第三百三條第三百五十二條第三百六十九條 先取特權、質權、抵當權は共に物權にして物の上に行はるる權利なり従て此三箇條に物に付き(財産に付き)債權の辨済を受くる權利を有すとあるは物より辨済を受くる權利ありとの義にして其物の所有者をして其物を賣らしめ其代價を以て辨済せしむる權利(即ち債權ありとの義にあらす故に直接に義務を負ふは物にして人にあらす然るに物は自ら

進んで辨済を爲すを得ざるを以て權利者か自ら進んで物にして辨済せしむるを得ざる限りは物より辨済を受くる權利ありといふを得す而して法文には物に付き辨済を受くる權利を有すとあるが故に權利者は自ら進んで物をして辨済せしむるを得と解せざる可からず此の如く權利者は自ら進んで物をして辨済せしむるを得る權利ある以上は其物か金銭以外の物なるときは之をして辨済せしむるの手段として其物を賣却するを得可く賣却するを得れば競賣を爲すを得るは當然なり已に競賣を爲す權利ありとすれば債務者又は所有者の同意を要せざるは言ふを俟たず

(丙) 競賣を爲さんとする者か競賣前に爲す可き手續及び競賣後に爲す可き手續 競賣を爲すの前又は後に於て一定の手續をなすを要する場合あり要せざる場合あり概言すれば物權の實行として競賣を爲す場合には之れを要せざるを通過とし其他の場合にありては之れを要するを通過とす 競賣の前に一定の手續を爲すを要する例は商法第二百八十六條第一項に基き競賣をなすには先づ催告を爲すを要するか如き之れなり 競賣の後に一定の手續を爲すを要する例は同條に基き競賣を爲したる後其代金

を供託するを要するが如き之れなり

尙各場合に關する詳細に付ては民法商法の研究に譲る

(丁) 競賣法に依り競賣を爲すを得る者は他の賣却方法を採るを得るか
民法商法に於ける賣買の規程は權利者が自己の權利を移轉せしむる場合に關し
(民法第五百六十條にありては他人の權利を直に移轉するを得す)國稅滯納處分法
等は各特別の原因に基く競賣に適用せられ要するに他に適法なる賣却方法なき
か故に必ず競賣法に依るを要す

抵當權者等は民事訴訟法第六編の手續に依り競賣を爲すを得ざるにあらざれど
も之れ蓋し債權の執行として競賣を爲すものにして其債權の從たる抵當權等の
物權の實行として之を爲すにあらす

(戊) 競賣法に規程せる競賣手續の種類
動産の競賣 不動産の競賣 船舶の競賣 及び 増價競賣の四種類あり
尙例外として入札拂を爲すことあり競賣法第三十四條任意に賣却するを許すこ
とあり(同第十二條)

(己) 競賣は區裁判所又は執達吏之を行ふ

競賣を爲さんとする者をして自ら競賣を爲さしむるときは故意又は過失に因り
他人の權利を害する恐あるを以てなり

(第三) 競賣法研究の必要
民法商法等の規定に因り競賣を爲す權利ある場合と競賣を爲すを要する場合と
あることは已に述べたり然るに若し競賣法に通せざるときは權利あるも之を實
行せずして自ら損失を招くことあるべく義務あるも之を履行せずして爲に他人
か受けたる損害を賠償せざる可からざることあるべし之れ即ち競賣法研究の必
要ある所以なり

第二編 本論

此編に於て競賣法の逐條講義を爲すことは已に述べたり

競賣法は五章と附則とに分たれ通計五十一條より成る

第一章 通則

本章の規定は第二章より第五章に至る各種の競賣に通して適用するべき規定に
して其性質は手續法に屬せずして實體法に屬す

第一條 競買ノ申込ハ他ノ高價競買ノ申込アリタルトキ又ハ

競落ヲ爲サシテ競賣ヲ終了シタルトキハ當然其效力ヲ失

競賣の目的たる物又は権利を買受んか爲め代價を申出つるを競買の申込といふ
競買の申込は常に有效なるにあらず時としては無効なることあり左の如し

(一) 競買の申込は代價を支拂ひ権利を取得せんと意思表示なり従て其申込が
民法第一編第四章第二節の規定に依り無効なることあり

(二) 競賣法に定むる處の要件を充たさる爲に無効なるとあり例へは金銀の製品
の競賣に於て地金銀の相場以下の代價を申出たるとき(第十一條)不動産の競
賣に於て最低競賣價額に比し低廉なる代價を申出たるとき(第廿八條)の如し

(三) 他の法令に違反する爲め無効なることあり例へは土地の競賣に於て外國人
か爲したる競賣の申込の如き之れなり

競買の申込が有效なるときは申出でたる價額に付き其競買人を拘束するの效力
を生ず而して競買の申込が爾後其效力を失ふに至らざる限りは其申込人は競賣
の目的たる物又は権利を競落するを得るものとす(競落とは告知又は裁判に因り
或申込人が競賣の目的たる物又は権利の買受人と定めらるるをいふ)

競買の申込が其效力を失ふことあるべきは已に之を言へば然らば如何なる場合
に效力を失ふべきか本條は其二ヶの場合を規定す即ち左の如し蓋し此二ヶの場
合にありては裁判等に因り效力を失ふにあらず本條の規定に因り當然效力を失
ふなり

(一) 他的高價競買の申込ありたるとき 競賣に於ては各申込み人の中に就き最
高價を申出たる者を競落人と爲す故に高價にて競買せんとすの申込ありたる
後は最早低價の申込に付ては其效力を保たしむるの要なきを以てなり

(二) 競落を爲さずして競賣を終了したるとき 競落を爲すに至らず中途にて競
賣の手續を終了したるときは競買の申込の效力を爾後に於て繼續せしむる
に及ばざるは説明する迄もなし

競落を爲さずして競賣を終了するときとは(一)競賣の委任を取消し又は競賣
の申立を取下げたるとき(二)不動産又は船舶の競賣に於て競賣を許す可から
ずとして競落を許さざる決定を爲し其決定が確定したるとき等の如し
本條の規定以外に於て競買の申込が其效力を失ふことあり(一)競買の申込を爲し
たる者が無能力なる場合に其法定代理人が申込を取消したるとき(二)不動産又は

船舶の競賣に於て競賣期日の公告が法律上の要件を缺きたる爲め競落を許さざる決定を爲し其決定が確定したるとき等之れなり

第二條 競買人ハ競落ニ因リテ競賣ノ目的タル權利ヲ取得ス
競賣ノ目的ノ上ニ存セル先取特權及ヒ抵當權ハ競落ニ因リテ消滅ス

競買人ハ留置權者競賣人ニ對シテ優先權ヲ有スル質權者及ヒ其質權者ニ對シテ優先權ヲ有スル債權者ニ辨濟スルニ非サルハ競賣ノ目的物ヲ受取ルコトヲ得ス

競落の效果

本條は競落の效果を定むるものなり
第一項は競落の效果として競賣の目的たる權利(目的)か物なるときは其物の所有權を競買人に移轉せしむ故に代金の支拂を俟たず競落に因り直に競買人は競賣の目的たる權利を取得す但し代金を支拂はさるときは再競賣に付せらるるを以て一旦取得したる權利を喪失す

第三項は先取特權及び抵當權は其如何なる順位にあるを問はず本項に因り消滅

す故に例へは第三の順位にある抵當權の實行の爲め競賣に付したるときも第一の順位にある抵當權は競落に因り消滅し第一の抵當權者は第二の抵當權者に先ち賣却代金の限度に於て辨濟を受くるのみ蓋し先取特權者及び抵當權者は目的物に付き他の債權者に先ちて自己の債權の辨濟を受くる權利を有するに過ぎずして自己の債權の辨濟を受くる迄目的物を占有するの權利を有せざるか故なり
(民法第三百三條第三百六十九條)

第三項 本項は競買人が競賣の目的物を受取ることに關する規定なり
競買人は代金を支拂ふときは競賣の目的物を受取ることを得るを通則とす(第七條に依り民事訴訟法第五百七十七條次に第三十三條に依り民事訴訟法第六百八十七條)本項は此通則に對する例外の規定にして本項に列擧せる權利者あるときは其債權を辨濟するにあらざれば競買人は代金を支拂ひたる後と雖も尙目的物を受取るを得ず左に此例外の規定を設けたる理由を説明すべし

(一)留置權者 留置權者は民法第三百九十六條に依り其債權の全部の辨濟を受くる迄は目的物を占有する權利あり而して此權利は劣等の順位にある競賣人の爲に害せらる可きものにあらずればなり

留置權者

(二) 質権者は民法第三百四十七條に因り同法第三百四十六條に掲げたる債権の辨済を受くる迄目的物を占有する権利を有するか故なり。競賣人に對し優先権を有せざる質権者即ち同等又は劣等の順位にあるは其質権を以て競賣人に對抗するを得ず従て競賣人に目的物を引渡さざる可からず。

競賣人に對して優先権を有する債権者
 競賣人に對して優先権を有する債権者
 競賣人に對して優先権を有する債権者

(三) 競賣人に對して優先権を有する質権者に對して優先権を有する債権者。此債権者が若し留置権者又は質権者なるときは(一)又は(二)と同理由に基く若し先取特権者又は抵當権者なるときは劣等の順位にある質権者との權衡を保たしむる爲にして第三項に對する例外なり。

劣等の順位にある質権者との權衡を保たしむる爲めとは何をや左に一例を擧げて之を説明せん。第一の順位に抵當権者ありて千圓の債権を有し第二の順位に質権者ありて千圓の債権を有し第三の順位に更に抵當権者ありと假想せよ此場合に競賣の目的物か千四百圓の價額ありとせば第一の順位にある抵當権者が競賣を爲すときは競賣人は千四百圓にて競賣す可し何となれば質権者は競賣人に對し優先権を有せざるを以て競賣人は代金を支拂ふのみにて目的物を受取るを得るか故なり従て第二の順位にある抵當権者競賣人は千圓即ち債権全部に付き辨済を受け第二の順位にある質権者は四百圓即ち千圓の債権に付き一部の辨済を受くることとなる可し然るに第三の順位にある抵當権者か競賣を爲すときは若し第一の抵當権者に別に辨済を要せすとせば競賣人は四百圓にて競賣するなる可し何となれば第一の順位にある抵當権は競落に因り消滅するも第二の順位にある質権者は第三の順位にある競賣人に對し優先権を有するを以て競落に因り質権は消滅せず従て競賣人は代金を支拂ふも質権者に辨済せざる限りは目的物を受取る能はざるか故に千四百圓にて競賣するときは代金を支拂ふ外尙質権者に六百圓質権者か代金より辨済を受けざる部分を辨済するを要し結局六百圓丈損失を受く可きにより競賣人は此損失を避んか爲め四百圓にて競賣し別に千圓を質権者に辨済して目的物を受取らんと欲するを以てなり其結果第二の順位にある質権者は債権全部の辨済を受くるに反し第一の順位にある抵當権者は債権千圓に對し僅に四百圓を受くるのみ順位は事實上顛倒するに至らん之れ即ち第三項に

對し優先権を有せざるを以て競賣人は代金を支拂ふのみにて目的物を受取るを得るか故なり従て第二の順位にある抵當権者競賣人は千圓即ち債権全部に付き辨済を受け第二の順位にある質権者は四百圓即ち千圓の債権に付き一部の辨済を受くることとなる可し然るに第三の順位にある抵當権者か競賣を爲すときは若し第一の抵當権者に別に辨済を要せすとせば競賣人は四百圓にて競賣するなる可し何となれば第一の順位にある抵當権は競落に因り消滅するも第二の順位にある質権者は第三の順位にある競賣人に對し優先権を有するを以て競落に因り質権は消滅せず従て競賣人は代金を支拂ふも質権者に辨済せざる限りは目的物を受取る能はざるか故に千四百圓にて競賣するときは代金を支拂ふ外尙質権者に六百圓質権者か代金より辨済を受けざる部分を辨済するを要し結局六百圓丈損失を受く可きにより競賣人は此損失を避んか爲め四百圓にて競賣し別に千圓を質権者に辨済して目的物を受取らんと欲するを以てなり其結果第二の順位にある質権者は債権全部の辨済を受くるに反し第一の順位にある抵當権者は債権千圓に對し僅に四百圓を受くるのみ順位は事實上顛倒するに至らん之れ即ち第三項に

於て質權者との權衡上質權者に對し優先權ある抵當權者先取特權者を保護し第二項の規定あるに關はらず其債權の辨濟を受くる迄は代金支拂の後と雖競買人をして目的物を受取ることを得ざらしむる所以なり

競賣の目的物の上に本項の保護を受く可き留置權等の存在するときは賣却條件として其旨を競賣の公告中に掲ぐるを要す然らざれば競買人は豫想外の負擔を引受けざる可からざるに至ることあり

競賣の公告中に右の賣却條件を掲げざりし爲め競買人か之を知らざりしときは競買人を救濟する方法なかる可からず之れ即ち民法第五百六十八條第五百六十六條の規定ある所以なり(民法第五百六十八條の強制競賣は民事訴訟法第六編に依る競賣のみを指すにわらず競賣法に依る競賣をも含む蓋し所有者か自ら任意に爲す競賣に對する語なればなり)

注意 競落の効果に付ては尙地上權永小作權登記したる賃借權との關係等を説明するを要すれども茲に之に論せず第三編に於て説明することとせん

第一章 動産の競賣

本章は船舶以外の動産の競賣に關する手續を規定す

動産の競賣

動産の意義に付ては民法第八十六條を見よ

第三條 動産ノ競賣ハ留置權者先取特權者質權者其他民法又

ハ商法ノ規定ニ依リテ其競賣ヲ爲サントスル者ノ委任ニ因

リ競賣ヲ爲スヘキ地ノ區裁判所所屬ノ執達吏之ヲ爲ス

前項ノ委任ハ書面ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ要ス

本條は動産の競賣を爲す機關と此機關として競賣を爲さしむるを得る者と競賣を爲さしむる爲に要する手續とを規定す

動産の競賣
を爲す機關

(第一) 動産の競賣を爲す機關 競賣を爲すへき地を管轄する區裁判所所屬の執達吏之れなり故に執達吏にあらざる者及び他の區裁判所に屬する執達吏は之を爲すを得ず

競賣を爲さ
しむるを得
る者

(第二) 競賣を爲さしむるを得る者 留置權者先取特權者質權者其他民法又は商法の規定に依り競賣を爲すを得る者ならざる可からず從て執行力ある判決正本に基き債權者か債務者の動産を競賣せんとする場合の如きは民事訴訟法の規定に依るものなるか故に競賣法の手續に依り競賣を爲さしむるを得ず

競賣を爲さしむる爲に要する手續

尙第一編第二章(第二)の(甲)及び(乙)を見よ

(第三) 競賣を爲さしむる爲に要する手續 書面に依りて競賣の委任を爲すを要す(民事訴訟法に依る強制執行の委任は必ずしも書面を以てするを要せず)

第四條 競賣ノ委任ヲ受ケタル執達吏ハ其競買人ト爲ルコトヲ得ズ

債權者ノ委任ニ因リテ競賣ヲ爲ス場合ニ於テハ債務者ハ現金ヲ以テ代價ヲ提供スルニ非サレハ其競買ノ申込ヲ爲スコトヲ得ス

第一項 執達吏カ私曲を爲すことを豫防する爲の規定なり

第二項 債權者例へは質權者先取特權者等の委任に因りて競賣を爲す場合(債權者に非ざる者の委任に因る場合は民法第四百九十七條に依る場合等なり)に於ては債務者は現金を以て代價を提供するときに限り其競買の申込を爲すを得蓋し債務者カ辨濟を爲さるるにより債權者は辨濟を受くる爲め已むを得ず競賣の委任を爲すに至りたるものなるに關はらず若し債務者に自由に其競買の申込を爲すことを許すときは假令競落人となるも代價を支拂はさるの恐あるカ故なり

注意 (一)競賣の委任者は其競買の申込を爲すことを得(二)競賣の條件を定め之を公告したるときは(第七條第三項)其條件に違ひたる競買の申込は無効なり

競賣の場所

第五條 競賣ハ競賣ニ付スヘキ物ノ現在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

本條は説明を要せず

競賣の日時

第六條 競賣ノ日時ハ執達吏カ其委任ヲ受ケタルトキ直チニ之ヲ定ムルコトヲ要ス但直チニ之ヲ定ムルコト能ハサル事情アルトキハ此限ニ在ラス

競賣の委任を受けたる執達吏をして直ちに競賣の日時を定めしむるは競賣の施行を延滞すること無からしめんか爲めなり然りと雖或は直に之を定むること能はざる事情あること無きにわらず例へは偶々執達吏カ疾病に罹り居りて其快癒期の明かならざるごきの如し此等の場合を慮りて但書を設けたるなり

第七條 競賣ノ場所及ヒ日時ハ豫メ之ヲ公告スルコトヲ要ス

公告ハ競賣ニ付スヘキ物ノ品質及ヒ價格ニ準シ競賣地ニ於ケル適當ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
 公告ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 競賣委任者ノ氏名住所
 - 二 競賣ニ付スヘキ物ノ種類、數量及ヒ品質
 - 三 競賣ノ條件ヲ定メタルトキハ其條件
 - 四 競賣ノ場所及ヒ年月日時
 - 五 競賣ノ委任ヲ受ケタル執達吏ノ氏名住所
- 委任者カ競賣ノ條件ヲ定メザリシトキハ民事訴訟法第五百七十七條第三項ノ規定ヲ準用ス

(甲)本條第一項乃至第三項は競賣の場所及び日時公告に關する規定なり
 第一項執達吏カ競賣の委任を受けたるときは競賣の場所と日時とを定め豫め之を公告することを要す此公告を爲さしむるは競買の申込人を誘引せんが爲めなり

第三項 競賣の場所及び日時を公告する方法に關する規定なり

抑も動産には金剛石、古畫等の如く極めて高價の物品と日常の家具等の如く甚た廉價なる物品とあり故に例へは公告は一個の新聞紙に掲載するを要すといふか如く公告の方法を一定するときには目的物との權衡宜しきを得ることある恐あり之れ即ち執達吏をして本項規定の標準に照し其適當と思料する方法を選択せしむる所以なり

第三項 競賣の場所及び日時公告に記載すべき事項を定む

記載すべき事項中第三號の外は説明を要せず
 第三號には競賣の條件を定めたるときは其條件とあり故に(一)競賣の條件とは何ぞや(二)何人カ此條件を定むるやの二點に付き説明すへし

(一)競賣の條件 競買の申込人は其代價の全部又は一部を提供すへしとの申込に關する條件第四條の講義の注意の(三)参照、代價の支拂に關する條件例へは競買代價の支拂期日を定むると、留置權者競賣の委任者に對して優先權を有する質權者及び其質權者に對して優先權を有する債權者に辨濟するに非ざれば競賣の目的物を受取ることを得ずとの條件(第二條第三項の講義参照)等の如きを

いふ要するに競賣の手續又は效力に關し特別に定めたる條件なり
(二)競賣の條件を定むる者 競賣の委任者は競賣の條件を定むることを得(第四項參照)

(乙)本條第四項は競賣の委任者か條件を定めざりし場合に適用す可き規定なり民事訴訟法第五百七十七條第三項を見よ

第八條 競賣ノ場所及ヒ日時ハ競賣ニ付キ利害ノ關係ヲ有ス

通知

ル者ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス但通知ヲ受クヘキ者ノ住所又ハ居所カ知レサルトキハ此限ニ在ラス

本條は競賣に付き利害の關係を有する者に對する競賣の場所及ひ日時の通知に關する規定なり

(一)競賣に付き利害の關係を有する者 競賣の委任者、競賣の目的物の所有者、債權者の委任に因り競賣を爲す場合に於ける債務者、民法第四百九十七條に本く競賣の場合に於ける債權者の如きをいふ

(二)通知 其通知を發することを要すとあり故に執達吏は自己の適當と思料する

方法に依りて通知を發送することを必要とすれども其通知か之を受く可き者に到達することを必要とせず従て天災等の爲め通知書か中途に於て滅失することあるも再度の通知を發するを要せず蓋し所謂發信主義を採りたるものなり
(三)本條を設けたる理由 利害關係者をして其利益を保護することを得せしめんか爲めなり(第十七條等)然れども利害關係者の住所又は居所共に知れざる場合に於て尙通知を發することを要すとすときは先づ其住所又は居所を探知したる後にわらされは競賣の手續を進行する能はざるか故に但書を設け此場合には通知を發せずして手續を進行することを得せしめたるなり

第九條 公告ト競賣トノ間ニハ五日以上ノ期間ヲ存スルコト

公告と競賣との期間

ヲ要ス但競賣ニ付スヘキ物ニ關シ之ヨリ速ニ競賣ヲ爲スコトヲ要スル特別ノ事情アルトキハ此限ニ在ラス

本條は第七條の公告を競賣との間に存す可き期間に關する規定なり

(一)公告と競賣との間 公告を爲したる日(例へは新聞紙に公告を掲載する場合に於ては新聞紙に依頼したる日にあらずして新聞紙に公告を掲載し發行したる日)と競賣を實行する(第十三條)日との間をいふ

- (二) 五日以上の期間 期間の計算方に付ては民法第一編第五章を見よ
- (三) 競賣に付すべき物に關し之より速に競賣を爲すことを要する特別の事情あるとき 競賣に付すべき物自體に關し五日以内に競賣するを要する事情あるときをいふ例へは物か腐敗の恐あるとき等の如し
- (四) 本條に設けたる理由 適當なる競買人を得以て利害關係者に損失なからしめんか爲めなり然れども競賣に付すべき物か腐敗す可き物なるとき等の如き尙五日以上の期間を存するを要すと爲すときは却て利害關係者に損失を蒙らしむる恐あるか故に但書を設けたるなり

但書には競賣に付す可き物に關し云々とあり故に利害關係者の都合又は執達吏の便宜等の爲め期間を五日以内に短縮することを許さず物自體に關し特別の事情あるときに限り期間の短縮を許す

鑑定人

第十條 高價品ノ競賣ハ鑑定人ヲシテ其評價ヲ爲サシメタル後之ヲ爲スコトヲ要ス

本條は高價品を競賣するには競賣の以前に於て(公告の前たる)と後たるを問はず(執達吏か鑑定人をして其評價を爲さしむ可きことを定む

高價品とは其物の原料か高價なる物(例へは白金の地金原料は高價ならざるも加工したるに因り高價と爲りたる物(例へは木造の美術品)歴史的の理由に因り高價なる物(例へは楠木正成の佩用したる刀)等をいふ蓋し高價品なるや否やは事實問題なり此等の物品は特別の智識ある者にあらされは其價額を知り難く從て不當の廉價にて競賣することあるべきか故に豫め鑑定人をして評價せしむることを要件と爲したるなり

(注意) 競賣の委任者は鑑定人の評價額を以て最低競賣價額と定むることを得べく(競賣の條件なるか故に第七條の公告に記載せざる可からず)又之を以て最低競賣價額と定めざりし場合に於ても相當の競買價額の申込なきときは第二十一條の規定に従ひ競賣の委任を取消すことを得るなり

第十一條 金銀及ヒ金銀ノ製品ハ地金銀ノ相場以下ノ代價ヲ以テ之ヲ競賣スルコトヲ得ス

取引所ノ相場アル物ハ其相場以下ノ代價ヲ以テ之ヲ競賣スルコトヲ得ス

本條に於ては或種の物品の競買代價に關する法律上の制限を定む茲に法律上の

相場以上の代價を競賣す

制限といふは競賣の委任者が定めたる制限即ち競賣却の條件に對するものなり

(一) 地金銀の相場 競賣地に於ける地金銀の相場をいふ

(二) 取引所の相場ある物 競賣地に其物品の取引所あるときをいふ例へは東京に於ける生絲の如し故に競賣地か山間の僻地等にして其物品の取引所なきときは本條第二項を適用す可き場合起らず

(三) 本條を設けたる理由 不當の代價を以て競賣し競賣に付き利害の關係を有する者に損失を蒙らしむるか如きこと無からしめんか故なり

(四) 注意 本條の制限は競賣の委任者が定めたる競賣の條件にあらず從て第七條の公告に記載すべきものにあらす

任意賣却

第十二條 前條ニ掲ケタル物ヲ競賣スル場合ニ於テ競賣ノ日ニ相當ナル競買の申込ナキトキハ執達吏ハ金銀及ヒ金銀ノ製品ニ付テハ地金銀ノ相場以上ノ代價取引所ノ相場アル物ニ付テハ競賣ノ日ノ相場以上ノ代價ヲ以テ任意ニ之ヲ賣却スルコトヲ得

前條に掲けたる物の競賣の日に於て相當なる競買の申込なき爲め競賣を爲す能

はさることあり之れ即ち本條の規定を設けたる所以なり

「注意に之を賣却することを得」とは執達吏か自己の適當と思料する方法に依りて之を賣却することを得との義なり例へは其物を問屋に持參して賣却するを得るか如し

競落

第十三條 競賣ハ其條件ヲ告知シ各競賣物ニ付キ競賣ノ申込ヲ催告スルニ始マリ最高價競買ノ申込人ニ對シ競落ノ告知ヲ爲スニ因リテ終了ス

競落ノ告知ハ最高價競買ノ申込ヲ三回呼上ケタル後之ヲ爲ス

本條は豫め公告したる競賣の日時に至り執達吏か競賣を開始する手續と競賣を終了する手續とを規定す

(一) 競賣の開始 競賣は競賣の條件を告知し各目的物に付き競買の申込を催告するに始まる故に其以前に爲したる競買の申込は無効にして開始後に爲したる申込のみ有效なり

(二) 競賣の終了 最高價競買の申込人に對し競落の告知を爲すに因りて終了し其

申込人は競賣の目的たる権利を取得す(第二條第一項)

注意 競賣は競落を爲さずして完結することあり例へは競賣の委任者か委任を取消したるとき又は目的物か金銀なる場合に地金銀以上の代價を以て競買の申込を爲す者なきとき(第十一條等の如し)

(三)第二項 三回呼上くるは他に高價を以て競買の申込を爲す者なきことを確むる爲めなり

競賣調書

第十四條 執達吏ハ競賣調書ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載シ署名捺印スヘシ

- 一 競賣委任者ノ氏名住所
- 二 競賣ニ付スヘキ物ノ種類數量及ヒ品質
- 三 鑑定人ヲシテ評價ヲ爲サシメタルトキハ其評價額
- 四 競賣ノ場所及ヒ日時
- 五 第九條但書ノ事由アリタルトキハ其事由
- 六 利害ノ關係ヲ有スル者ニ通知ヲ發シタルコト若シ之ヲ發セサリシトキハ其事由

七 告知シタル競賣ノ條件

八 各競賣物ニ對スル競落人ノ氏名及ヒ其申込價額

九 競賣ヲ停止シタルトキ又ハ競落ヲ爲ササリシトキハ其事由

十 競賣ノ開始及完結ノ日時

十一 競賣調書ヲ作りタル場所及ヒ年月日

競賣調書ニハ委任者又ハ其代理人ヲシテ署名捺印セシメ且競賣ノ公告ヲ爲シ及ヒ通知ヲ發シタルコトヲ證スル書面及ヒ委任狀ヲ添附スルコトヲ要ス

執達吏ハ委任者ノ請求ニ因リ競賣調書ノ謄本ヲ交付スルコトヲ要ス

(一)第一項 公告したる競賣の日時に至り執達吏か競賣を爲したるときは其調書を作り之に署名捺印せざる可からず

競賣調書に記載す可き第一號乃至第十一號の事項中説明を俟たずして明なるも

のを省き其他に付き左に其大要を説明せん

三 第十條参照

六 第八條参照

七 第七條第二項の三及ひ前條第一項前段参照

八 競落人とは競落の告知を受けたる最高價競買の申込人を云ふ(前條第一項後段参照)

九 競賣の停止に付ては第十八條第十九條を参照せよ次に競落を爲さざりし場合に付ては前條の説明中の(二)の注意等に於て既に説明せり

十 競賣の開始に付ては前條第一項前段を見よ

競賣の完結に付ては競賣の終了に因る場合(前條第一項後段)と終了に至らずして完結する場合(停止の場合又は競落を爲さざりし場合)とあり

(二)第二項 競賣調書には執達吏署名捺印す可きのみならず尙委任者又は其代理人をして署名捺印せしめざる可からず但し委任者又は代理人が外國人なるときは署名せしむるのみを以て足る(外國人の署名捺印及無資力證明に關する明治三十二年法律第五十號第一條第一項)

競賣完結後
賣得金及競
落せざる物
の處分

競賣の公告を爲したることを證する書面とは例へは執達吏の請求に依り競賣の公告を町村の揭示場に貼付したる旨の町村長より執達吏に宛たる回答書の如きをいふ公告貼付の請求書の案の如きは公告を爲すことを求めたる書面の原案に過ぎざるか故に公告を爲したることを證する書面にあらず

通知とは第八條に規定せる通知を指すものなり

(三)第三項 説明を要せず

第十五條 執達吏ハ競賣ノ完結後賣得金ノ中ヨリ競賣ノ費用ヲ控除シ其殘金及ヒ競落セザリシ物ハ遲滞ナク之ヲ受取ルヘキ者ニ交付シ又ハ其者ノ爲ニ供託スルコトヲ要ス

本條は競賣の完結後に於ける賣得金及び競落せざりし物の處分方を定む

(一)競落を爲したるとき 執達吏は競落人より代金を受取り其中より先づ公告の費用通知の費用競賣の手數料等競賣の費用を控除し其殘金は遲滞なく之を受取る権利ある者に交付し又は其者の爲に供託することを要す

(い)何人か殘金を受取る可きやは競賣の手續法たる本法に於て規定す可きにあらず何となれば民法商法其他の法規に依り定まるものなればなり之れ即ち本

項に於ては單に「受取る可き者云々」と規定せる所以たり左に殘金を受取る可き者に付き二三の例を擧げん

第二の質權者か競賣の委任者たる場合に於ては競賣の費用を控除したる殘金に付き先づ第一の質權者か辨濟を受く可く次に委任者は辨濟を受け尙殘餘あるときは所有者(競落前の)之を受取る可きものとす

非訟手續法第五十八條に因る競賣の場合にありては競賣の費用を控除したる殘金は不在者の財産の管理人に之を交付す可きものなり

受取る可き者に交付するを得ざるときは其者の爲に供託することを要す

(ろ) 受取る可き者か交付を請求する手續に付ては本法に其規定を設けず故に受取る可き者なることを證明し交付の請求を爲すを以て足れりとす

(は) 受取る可き者にあらざる者か交付を受けたる場合に在りては受取る可き者は其者に對し返還又は賠償の請求を爲すことを得(民法第三編第四章)

(に) 普通の債權者競賣の目的物に付き辨濟を受くる權利なき者は(債務者の受取る可き部分に付き民事訴訟法上の強制執行を爲すを得れども直に交付を請求するを得ず尙ほ此事に關しては第三編に於て説明す可し

(は) 供託に關しては供託法の講義に譲る

(二) 競落を爲さずして完結したるときとは競落を爲さずして競賣手續か終局に至りたるよきの謂にして本條の「競賣の完結」は前條第一項の十の「競賣の完結」の如く公告したる競賣期日に於ける競賣の完結と同じからず
未だ競賣期日に至らざる前なると既に競賣期日に至り競賣を開始したる後なるを問はず競落を爲すに至らずして競賣手續か完結したるときは執達吏は競賣の目的物を遲滯なく之を受取る可き者に交付し又は其者の爲に供託せざる可からず

(い) 目的物を受取るべき者 民法商法其他の法規に依り定まる故に各場合に於同じからず左に一二の例を示す可し

委任者か委任を取消したるときは通常の場合に在りては委任者か目的物を取らざるべき者なり

非訟事件手續法第五十八條に因る競賣の場合に於て委任者たる管理人か改任せられ非訟事件手續法第四十條第一項等たるときは新管理人は目的物を受取るべき者なり

(ろ) 受取る可き者か交付を請求する手續及び受取る可き者にあらざる者か受取りたる場合に關しては前(一)の(ろ)及び(は)に於て述べたる處と同じ
(は) 競賣期日に至り競賣の停止を爲すか如き場合に在りては其期日に於ける競賣は完結すと雖其手續未だ終局に至りたるにあらざるか故に執達吏は目的物を交付するを得ず(第二十條等)

計算書

第十六條 執達吏ハ競賣ニ付キ正副二通ノ計算書ヲ作り其正本ハ計算ニ關スル證明書ト共ニ之ヲ委任者ニ交付シ其副本ハ之ヲ競賣調書ニ添附スヘシ

計算書 賣得金の領收費用の控除殘金の交付に關する計算書をいふ
計算に關する證明書 公告料の受取書殘金の交付に對する受取書等をいふ
其他本條に付ては別に説明すべきことなし

第十七條 競賣ニ付キ利害ノ關係ヲ有スル者ハ競賣ノ完結ニ至ルマテ其手續ニ關スル執達吏ノ處分ニ付キ其所屬區裁判所ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得
異議ノ裁判ハ申立人ニ之ヲ通知スヘシ此裁判ニ對シテハ不

異議申立

服ヲ申立ツルコトヲ得ス

異議ノ裁判ハ之ヲ以テ善意ノ競落人ニ對抗スルコトヲ得ス

(一) 第一項 本項は競賣手續に關する執達吏の處分に付き異議の申立を爲すを得せしむ異議の申立を爲すには左記の事項に注意せざる可からず

(い) 異議は競賣手續に關する執達吏の處分に對するものならざる可からず即ち執達吏か違法の處分を爲したりとの理由に基くを要す

口頭の委任に因り執達吏か競賣を爲したるとき(第三條參照)競賣の場所及び日時を公告せずして執達吏か競賣を爲したるとき(第七條參照)の如きは執達吏か本法に定めたる手續を遵守せざりしものなるか故に異議申立の理由たるを得

此の如く本條に於て許したる異議は競賣の手續に關する執達吏の處分に對するものなるを要するか故に實體法上の權利を争はんとするとき(例へは質權實行の爲の競賣の場合に於て其物の所有者か質權の消滅を主張せんとするときの如し)の如きは此方法に依るを得ず訴を以てせざる可からず
(ろ) 異議の申立を爲す者は競賣に付き利害の關係を有する者なるを要す

利害の關係を有する者とは例へは委任者其物の所有者等の如し

(は) 異議の申立は競賣の完結前に於てのみ之を爲すを得

(に) 異議の申立は其執達吏所屬の區裁判所にのみ之を爲すを得

異議の申立の目的は手續に關する執達吏の處分の取消を求むるに在り

(二) 第二項 本項は區裁判所か異議の申立に付き裁判を爲したるときは職權を以て其裁判を申立人に通知すべきこと、何人も此裁判に對しては抗告其他の方法を以て不服を申立つるを得ざることを定む

異議の裁判は決定を以て之を爲す可く其通知は裁判所か適當と認むる方法に於て之を爲すを得るものたり

(三) 第三項 本項は異議の裁判の效力に關する規定なり

抑も裁判所に於ては異議を理由ありと爲すときは異議を申立てられたる執達吏の處分を取消し異議を理由なしと爲すときは申立を却下す從て若し執達吏の處分を取消すとの裁判ありたるときは其處分は無効となる故に例へは競賣の場所及び日時公告第七條に違法ありとの理由を以て其公告を取消す裁判を爲したる場合には其公告に従ひ爲したる競賣及び競落は凡て無効に歸す然れども競落

を絶對的に無効となすときは善意の競落人に不測の損失を蒙らしむること無しとせず蓋し悪意の競落人は異議の裁判ありたることを知りながら競賣の申込を爲し競落人と爲りたる者にして競落の無効に因り損失を蒙る可きことを豫想せるか故に之を保護する必要なきも善意の競落人に至りては異議の裁判ありたることを知らず競賣の申込を爲したる者なるか故に其豫想せざりし損失を負擔せしむべきにあらす之れ即ち競落の無効なるに關はらず善意の競落人を保護する爲め本項の規定を設けたる所以なりとす

本項には「異議の裁判は之を以て善意の競落人に對抗するを得す」とあり故に異議の裁判ありたる爲め競落が無効となりたる場合には何人も善意の競落人に對しては其無効を主張するを得されども善意の競落人は其無効を主張して代金の拂戻を請求するを得

第十八條 前條ノ規定ニ依リテ異議ノ申立アリタルトキハ裁

判所ハ競賣ノ停止ヲ命スルコトヲ得但停止ニ因リテ著シキ

損害ヲ生スル虞アルトキハ此限ニアラス

第十七條の規定に依りて區裁判所に異議の申立を爲したる場合に區裁判所は停

止に因りて著しき損害を生ずる虞なしと認めたるときに限り競賣の停止を命ずることを得

競賣の停止を命ずるとは異議の裁判あるまで競賣手續を續行す可からざることを命ずるをいふ

異議の申立に付き理由なしとして却下の裁判ありたるときは停止前の程度に復し競賣の手續を續行すべく又若し理由ありとして執達吏の或處分を取消す裁判ありたるときは取消に因り執達吏の其處分效力なかりしこととなるを以て取消されたる處分以前の程度に復し更に競賣の手續を爲さざる可からず

第十九條 第三者カ競賣ノ目的物ニ關シテ訴ヲ提起シタルコトヲ證明シタルトキハ執達吏ハ其競賣ヲ停止スルコトヲ要ス

物ノ保管ニ付キ過分ノ費用ヲ要スルトキ又ハ遲滞ノ爲メ著シク物ノ價格ヲ減少スル虞アルトキハ執達吏ハ競賣ヲ續行シテ賣得金ヲ供託スルコトヲ得

本條に付ては別に説明を要せず

第二十條 前二條ノ規定ニ依リテ競賣ヲ停止シタル場合ニ於テハ執達吏ハ相當ノ方法ヲ以テ競賣ノ目的物ヲ保管スルコトヲ要ス此場合ニ於ケル競賣手續及保管ノ費用ハ委任者ノ負擔トス

競賣の目的物を保管する相當の方法とは倉庫營業者商法第三編第九章第二節に目的物を寄託するか如きをいふ

競賣手續の費用とは競賣の停止前の手續の費用を指す何となれば競賣の停止中には競賣手續を續行せざるか故に競賣手續なるものなく従て其費用を生ずる謂れなければなり

此場合に於ける競賣手續及保管の費用は委任者の負擔とすとは競賣手續及保管の費用の権利者は競賣の委任者に對し辨濟を請求することを得との義にして費用の権利者は何人に對し辨濟を求むるを得るやを規定したるものに過ぎず故に例へは第十七條の規定に依りて異議の申立を爲したる者か却下の裁判を受けたるか如き場合に於ては其申立人に對し委任者は費用の賠償を請求するを得るを言ふ迄もなし

第二十一條 競賣ノ委任ハ競落ノ告知アルマテ之ヲ取消スコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル競賣手續ノ費用ハ委任者ノ負擔トス

競落の告知ありたる後は競賣の委任を取消することを許さざるは競買人は競落に因りて競賣の目的たる権利を取得するものなるか故に(第二條第一項若し尙競賣の委任を取消すことを得せしむるときは爲に競落人の権利を害すへければなり

第三章 不動産の競賣

本章に於ては不動産の競賣に關する手續を規定す

第二十二條 不動産ノ競賣ハ留置權者先取特權者質權者抵當

權者其他民法ノ規定ニ依リテ競賣ヲ爲サントスル者ノ申立

ニ因リ不動産所在地ノ區裁判所之ヲ爲ス

民事訴訟法第六百四十一條第一項ノ規定ハ競賣ヲ爲スヘキ

裁判所ノ管轄ニ之ヲ準用ス

本條は不動産の競賣の申立を爲すを得る者と競賣を爲す機關とに關する規定なり

り
(一) 競賣を爲す機關は不動産所在地の區裁判所なり若し不動産が二個以上の區裁判所の管轄に跨るときは直近上級裁判所は申請に因り決定を以て管轄區裁判所を指定す(第二項民事訴訟法第六百四十一條第一項全法第二十六條乃至第二十八條裁判所構成法第十條)

直近上級裁判所に付ては不動産登記法第八條の講義に於て之を説明せり

(二) 區裁判所は申立に因るにあらざれば競賣を爲すを得ず

(三) 競賣の申立を爲すを得る者に付ては已に説明せり

本條に擧げたる以外の者と雖他の法律に特別の規定あるときは競賣の申立を爲すことを得非訟事件手續法第五十八條參照

第二十三條 申立人ハ競落期日マテハ最高價申込人ノ同意アル

ル場合ニ限り其申立ノ取下ヲ爲スコトヲ得

本條は競賣の申立の取下に關する規定なり

(一) 競落期日後は申立を取下るを得ず競落期日とは競落許可又は不許可の裁判を爲す可き期日なり

但し競落不許可の裁判ありて更に競賣を爲すべきときは其競落期日に至る迄は下の(二)及(三)に従ひ申立の取下を爲すを得

(二)競賣の期日に於て競買の申込ありたる後競落期日に至る迄は最高價競買申込人の同意ある場合に限り申立を取下けることを得

(三)競買の申込ある迄は最高價競買申込人なる者なきか故に申立人は他人の同意なくして其申立を取下けることを得

第二十四條 競賣ノ申立ハ書面ヲ提出シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

申立書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申立人又ハ其代理人之ニ署名捺印スヘシ

- 一 債務者及所有者ノ氏名住所
- 二 競賣ニ付スヘキ不動産ノ表示
- 三 競賣ノ原因タル事由
- 四 年月日

五 裁判所

申立書ニハ競賣ニ付スヘキ不動産ニ關スル登記簿ノ謄本及ヒ代理人ニ依リテ申立ヲ爲ストキハ其委任狀ヲ添附スルコトヲ要ス

民事訴訟法第六百四十三條第一項第二號乃至第五號第二項及ヒ第三項ノ規定ハ第一項ノ申立ニ之ヲ準用ス

本條は競賣の申立に關する規定なり

(第一項)競賣の申立は書面を以てのみ之を爲すことを得申立の書面即ち申立書に記載するを要する事項左の如し

- 一 債務者及所有者の氏名住所 債務者と所有者と同一なることあり然らざることあり債務者と所有者と同一なる場合は例へば債務者が自己の不動産の上に抵當權を設定したるときは債務者と所有者と同一ならざる場合は例へば第三者が債務者の債務の擔保として自己の不動産の上に抵當權を設定したるときは即ち抵當權者等が競賣の申立を爲す場合にありては債權の辨

濟を得んか爲め物權の實行として競賣の申立をなすものなるか故に債務者と物權の目的たる不動産の所有者と異なることあり

之に反して民事訴訟法上の強制競賣は債權者か債權の辨濟を得んか爲め債務者の不動産に付き競賣の申立を爲すものなるか故に債務者と所有者とは必ず同一ならざる可からず(民事訴訟法第六百四十二條第一參照)

二 競賣に付すべき不動産の表示 地所に付ては郡市區町村字番號地目反別又は坪數建物に付ては所在の郡市區町村字地番號構造の種類建坪の如きをいふ

三 競賣の原因たる事由 權利(例へは抵當權)を取得したる事實及び權利の實行として競賣の申立を爲すに至りたる事由の如し

四 年月日申立の年月日をいふ

五 裁判所 申立を爲す區裁判所をいふ

(第二項)別に説明を要せず

(第三項)申立書に添附すべき書類に關する規定なり

第二十五條 競賣手續ノ開始ハ決定ヲ以テ之ヲ爲ス

開始決定ニハ申立人ノ氏名住所及前條第二項第一號乃至第四號ニ掲ケタル事項ヲ記載シ決定ヲ爲シタル判事之ニ署名捺印スヘシ

民事訴訟法第二百三十九條ノ規定ハ開始決定ニ之ヲ準用ス

本條は競賣手續は開始決定を爲すに依りて始まることと開始決定の要件と其正本等に關しては民事訴訟法第二百三十九條を準用すべきことを定む

第二十六條 裁判所ハ開始決定ヲ爲スト同時ニ職權ヲ以テ競賣ノ申立アリタルコトヲ競賣ニ付スヘキ不動産ニ關スル登記簿ニ登記スヘキ旨ヲ其管轄登記所ニ囑託スヘシ
民事訴訟法第六百五十一條第二項第六百五十二條及ヒ第六百五十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

(第一項)區裁判所は開始決定を爲すと同時に職權を以て競賣の申立ありたることを登記すべき旨管轄登記所に囑託することを要す職權を以てとは申立に因ら

すして囑託を爲すべきことを示したるなり

民事訴訟法の強制競賣に在りては同法第六百四十四條に「競賣手續ノ開始決定ニハ同時ニ債權者ノ爲メ不動産ヲ差押フルコトヲ宣言ス可シ」とあるも本法には差押の宣言に關する規定なし故に本法に依る競賣に在りては目的たる不動産は差押へらるゝことなきが如きも決して然らず競賣の開始決定に因り當然差押の効力を生ずべきものなるを以て特に差押の宣言を爲すことを要せずと爲したるに過ぎず

(第二項)登記官吏は前項の囑託に従ひ其登記を爲し(民事訴訟法第六百五十一條第二項準用)たる後其不動産に關する登記簿の謄本を區裁判所に送附すべく不動産上權利者より差出したる證書あるときは其抄本をも送附せざるへからす(同法第五百五十二條準用)

區裁判所か登記官吏より右の書類の送附を受け若し之に依りて豫め知るに於ては開始決定を爲すことを得ざる事實を發見するときは其事情に因り直に開始決定を取消し又は裁判所の意見を以て定むる期間内に其障礙の消滅したることを證明すべきことを競賣の申立人に命すべく其期間内に此證明を爲さざるときは

期間の満了後職權を以て開始決定を取消すべきものとす(民事訴訟法第六百五十三條準用)

第二十七條 裁判所カ開始決定ヲ爲シタルトキハ競賣期日及

競賣競落期日の公告

利害關係人

ヒ競落期日ヲ定メテ之ヲ公告スルコトヲ要ス

競賣ノ期日ハ競賣手續ノ利害關係人ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

左ニ記載シタル者ヲ利害關係人トス

- 一 申立人
- 二 債務者及ヒ所有者
- 三 登記簿ニ登記シタル不動産上ノ權利者
- 四 不動産上ノ權利者トシテ其權利ヲ證明シタル者

本條は競賣期日及ヒ競落期日を定むること及ヒ其公告と通知とに關する規定なり

(債務者及ヒ所有者) 第二十四條第二項の一の講義を參照すへし

(登記簿に登記したる不動産上の権利者) 不動産上の権利者にして且つ其権利に付き登記を爲したる者をいふ例へは競賣の申立人か第一抵當権者なる場合に於ける登記簿上第二の順位に在る抵當権者の如き之れなり
(不動産上の権利者として其権利を證明したる者)

(一)登記すべき権利を有する者にして未だ其権利に付き登記を爲さざる者

例へは登記せざる質権者の如し此等の者の権利は未だ登記なきが故に第三者に對抗することを得ずと雖も固より當時者間にありては有效なる権利なるのみならず若し競落を許すことなくして競賣手續か完結するとき(例へは競落期日に異議の申立ありたる爲め)は其権利に付き登記を爲すを得るに至るへし之れ即ち本條に於て利害關係人と爲したる所以なり

(二)登記を要せざる権利を有する者 例へは留置権者一般の先取特権者(民法第二編第七章第八章第二節第一款参照)の如し

右(一)又は(二)の権利者にして且つ其権利を證明したる者に限る

第二十八條 裁判所ハ鑑定人ヲシテ競賣ニ付スヘキ不動産ノ評價ヲ爲サシメ其評價額ヲ以テ最低競賣價額トスヘシ

不動産の評價

最低競賣價額は競賣期日の公告中に掲載すべく裁判所は其以下の價額を以て競落を許すことを得ざるものなり蓋し最低競賣價額を定むるは不當の廉價にて賣却すること無からしめんか爲めなり

左に鑑定人か評價を爲すに方りて注意すべき事項の二三を示すへし

(一)所在地の状況 例へは不動産か市街に在る建物なるときは其市街の繁盛と否とに依り斟酌せざるへからず

(二)第二條第三項に掲けたる権利者の有無 (第二條の講義参照)

(三)民法第三百九十五條に掲けたる賃貸借の登記の有無及び其賃料 例へは競賣人か抵當権者なる場合に此種の賃貸借の登記ありて其賃料か廉なるときは賃貸借の登記なき場合に比し廉價に評價せざるへからず

(四)競賣人に對し優等の順位に在る地上権者永小作權者地役權者の有無 此種の権利は競落に因り消滅することなければなり

(五)不動産か建物なるときは所有者と土地の所有者と同一なるや否や若し同一ならざるときは建物の所有者か土地に關し有する権利

例へは土地及び其上に存する建物か同一の所有者に屬する場合に於て其建物

競賣法 不動産の競賣

のみを抵當と爲したるときは民法第三百八十八條に依り抵當權設定者は競賣の場合に付き地上權を設定したるものと看做さる從て其地上權の存續期間競落人は建物を所有する爲め土地を使用することを得之に反して建物の所有者が土地の登記せざる賃借人なるときは建物の競賣の場合に於て競落人は建物を取去り土地を明渡さるへからす

裁判所か鑑定人の評價を不當に廉なりと認むるときは更に他の鑑定人をして評價を爲さしむることを得

第二十九條 競賣期日ノ公告ニハ第二十二條ノ掲ケタル者ノ

申立ニ因リテ競賣ヲ爲ス旨ノ外民事訴訟法第六百五十八條

第一號乃至第三號、第五號乃至第七號、第九號及ヒ第十號ニ掲

ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

民事訴訟法第六百六十一條ノ規定ハ前項ノ公告ニ之ヲ準用

ス

(第一項) 競賣期日の公告に掲ぐるを要する事項を定む

競賣期日の
公告に記載
すべき事項

民事訴訟法第六百五十八條第九號 登記簿に記入を要せざる不動産上權利を有する者の債權とは租稅其他の公課及ヒ留置權者又は一般の先取持權者の債權の如きをいふ

強制競賣に在りては民事訴訟法第六百五十四條の規定に依り裁判所は租稅其他の公課を主管する官廳に通知し其不動産に對する債權の有無及ヒ限度を申出つべきことを期間を定めて催告す然れども本法の競賣に在りては此の如き規定なきか故に競賣期日の公告あるときは租稅其他の公課を主管する官廳は自ら進んで其債權を申出てさるへからす

(第二項) 競賣期日の公告を掲示すべき場所を定む

第三十條 競賣期日、其開始、競賣調書及ヒ競賣終局ノ告知ニ關

スル民事訴訟法第六百五十九條第六百六十二條乃至第六百

六十九條ノ規定ハ本章ノ競賣ニ之ヲ準用ス

(一) 競賣期日は公告の日より少くとも十四日の後たるへし(民事訴訟法第六百五十九條第一項準用)

(二) 競賣期日は裁判所の定むる場所に於て執達吏をして之を開かしむ(同法同條第

公告の日よ
り十四日の
後競賣すへ

競賣法 不動産の競賣

二項準用

- (三) 本法に定めたる賣却條件中最低競賣價額以外のは利害關係人の合意あるときに限り之を變更することを許す但此合意は競賣期日に至るまで之を爲すことを得(同法第六百六十二條準用) 賣却條件とは不動産の賣却に關し本法に定めたる事項をいふ例へは第二條に定めたる競買人の辨濟の義務競買申込人が保證を立つべきこと(五)三照競買人の競買取消權第三十二條第二項に依り民事訴訟法第六百七十八條準用等の如きをいふ
- (四) 競賣期日を開きたる後執達吏は競賣手續の記録を各人の閱覽に供し又特別の賣却條件あるときは之を告知し且競買價額の申出を催告すへし(同法第六百六十三條準用) 特別の賣却條件とは本法に定めたる以外の賣却條件をいふ例へは利害關係人が前(三)に依り變更したる條件の如き之なり
- (五) 競買の申込ありたる後利害關係人の申立に因り其申込人が立つべき保證の(六)同法第六百六十四條及び第六百六十七條末項第六百六十八條準用
- (六) 競買の申込人は他の高價競買の申込あるまで其申出てたる價額に付き拘束を受く(同法第六百六十五條第一項準用)

(七) 前(四)の催告後滿一時間を過くるに非されは競賣を終局することを得す(同法同條第二項準用)

(八) 競賣終局の告知(同法第六百六十六條準用)

(九) 競賣調査(同法第六百六十七條第六百六十八條準用)

(十) 最高價競買人裁判所の所在地に住所をも事務所をも有せざる場合に於ける假住所選定のこと(同法第六百六十九條準用)

第三十一條 競賣期日ニ相當ノ競買申込ナキトキハ裁判所ハ

更ニ期日ヲ定メテ競賣ヲ爲スヘシ此場合ニ於テハ民事訴訟法第六百七十條ノ規定ヲ準用ス

再賣競

競賣期日に最低競賣價額以上の競買申込なきときは裁判所は民事訴訟法第六百七十條の規定に依り其意見を以て最抵競賣價額を相當に低減し更に期日を定めて競賣を爲さるゝからす新競賣期日は少なくとも十四日の後たることを要す而して若し新競賣期日に於て仍は相當の競買申込なきとき亦同し

第三十二條 競落期日ハ民事訴訟法第六百六十條ノ規定ニ從

ヒ裁判所ニ於テ之ヲ開ク

競落ノ手續、競落ヲ許サ、ル場合ノ新競賣期日、競賣ノ履行及
ヒ競落人ノ義務不履行ノ場合ニ於ケル再競賣ニ關スル民事
訴訟法第六百七十一條乃至第六百七十四條、第六百七十六條
乃至第六百八十三條、第六百八十七條及ヒ第六百八十八條ノ
規定ハ本章ノ競賣ニ之ヲ準用ス

- (一) 競落期日は裁判所に於て之を開き競落を許すや否やを決定す
- (二) 競落期日は競賣期日より七日を過ぐることを得ず(民事訴訟法第六百六十條)
- (三) 競落期日に出頭したる利害關係人は此期日の終に至るまで競落の許可に付ての異議の申立及ひ既に申立てたる異議に對する陳述を爲すことを得(同法第六百七十一條準用)
- 競落の許可に付ての異議とは競落許可決定を爲すべきにわらずと申立つるをいふ
- (四) 競落の許可に付ての異議は左の理由に基くことを要す(同法第六百七十二條準用)

用

第一 競賣を許すへからざること又は競賣手續を續行す可からざること

競賣を許すへからざることとは例へは競賣の申立人は競賣の申立を爲す權利なしといふか如し即ち通常の債權者が競賣の申立人なるべきの如き之れなり

競賣手續を續行す可からざることとは競賣手續開始後競賣申立人の權利消滅したるをいふ例へは抵當權者の申立に因り競賣手續を開始したる後其抵當權者が任意に債權の辨濟を受けたるときに如し

第二 最高價競買人賣買契約を取結ひ若くは其不動産を取得する能力なきこと

例へは最高價競買人が未成年者又は禁治産者にして其法定代理人の同意なきに關はらず競賣を爲したるときに如し
(最高價競買人が無資力なるも競落に付ての異議の理由とならず)

第三 法律上の賣却條件に抵觸して競賣を爲したること又は總ての利害關係人の合意を得ずして法律上の賣却條件を變更したること

競賣法 不動産の競賣

第四 競賣期日の公告に第二十九條に掲げたる要件を具備せざることを

第五 競賣期日の公告は法律上規定したる方法に依りて之を爲さるること

例へば競賣期日の公告を不動産所在地の市町村の揭示板に掲示せざりしと

きの如し(第二十九條民事訴訟法第六六十一條)

第六 競賣期日より少くとも十四日前に其期日を公告せざりしこと(第三十條

民事訴訟法第六百五十九條)

第七 競買價額を申出つへき催告後一時間を過ぎずして競賣を終局したるこ

と若くは執達吏が最高價競買人の氏名及び其申出てたる價額を呼上げずし

て又は競賣の終局を告知せずして競賣を終局したること

要するに第三十條に依り準用すへき民事訴訟法第六百六十五條第二項又は

同第六百六十六條第二項の規定に違背して競賣を終局したるときをいふ

第八 第三十條の規定に依り準用すへき民事訴訟法第六百六十四條の規定に

違背し最高價競買人なりと呼上げたること

(五) 競落の許可に付ての異議は他の利害關係人の權利に關する理由に基きては之

を許さず(同法第六百七十三條準用)

(六) 裁判所は異議の申立を正當とするときは競落を許さず(同法第六百七十四條第

一項準用)

(七) 異議の申立なき場合と雖裁判所が前(四)の第一乃至第八に掲げたる事項の一わ

りと認むるときは職權を以ても競落を許さず(同法同條第二項準用)

但し前(四)第一の場合に於ては競賣したる不動産が譲渡すことを得ざるものなる

とき(例へば華族世襲財産なるとき)又は競賣手續の停止を爲したるときに限り第

二の場合に於ては能力若くは資格の欠缺が除去せられるときに限り第三の場

合に於ては利害關係人が手續の施行を承諾せざるときに限る(全上準用)

(八) 競落を許さるる場合に於て更に競賣を許すへきときは裁判所は職權を以て新

競賣期日を定むることを要す而して新競賣期日は少なくとも十四日の後ならざ

るへからず(同法第六百七十六條準用)

競落を許さるる場合に於て更に競賣を許すへきときは競落を許さるる理由が

前(四)の第二乃至第八に掲げたる事項に基くときにして競賣の申立及び開始決定

は適法なるも其後の手續に欠點ありたる爲め開始決定後の手續を更新すること

を要する場合をいふ

新競買期日を定めたるときは其期日の公告通知等を爲し更に手續を進行せざるへからず

- (九) 前八に従ひて新競買期日を定むる場合の外裁判所は競落を許可し又は許可せざる決定を言渡すことを要す(同法第六百七十七條第一項準用)
- 競落を許可せざる決定を言渡すは前(四)の第一に掲げたる事項ある場合なり
- (十) 競落期日の調書に付ては民事訴訟法第六百七十七條第二項の規定を準用す
- (十一) 競買期日と競落期日との間に天災其他の事變に因り競賣の目的たる不動産が著しく毀損したるときは最高價競買人たる呼上を受けたる者は其競買を取消す
- 權利あり其毀損の著しきや否やは裁判所事情を斟酌して之を定む(民事訴訟法第六百七十八條準用)
- 最高價競買人たる呼上を受けたる者か其競買を有効に取消したるときは裁判所は更に新競買期日を定めざるへからず
- (十二) 競落を許す決定に關しては民事訴訟法第六百七十九條を準用す
- (十三) 利害關係人競落人又は競買人は特定の場合に限り競落の許否に付ての決定に對し即時抗告を爲すことを得即時抗告を爲すことを得る場合に付ては民事訴訟

法第六百八十條第六百八十一條の規定を準用す

即時抗告ありたるときは其完結する迄裁判所は爾後の手續を停止せざるへからず(民事訴訟法第六百八十條第四項準用)

(十四) 競賣を爲したる區裁判所を管轄する地方裁判所を以て抗告裁判所とす

抗告裁判所の審理の手續及其裁判に付ては民事訴訟法第六百八十三條を準用す

(十五) 競落を許す決定が確定したる後競落人は直に代價を裁判所に支拂ふを要することとは次條の規定する所なり而して競落人は代價の全額を支拂ひたる後にあら

されは不動産の引渡を求むることを得ず(民事訴訟法第六百八十七條準用)尙第二

條第三項の規定に従ふべきは勿論なり

(十六) 競落人又は債権者は競落を許す決定ありたる後引渡ある迄管理人をして不動産を管理せしめんことを申立つることを得此申立ありたるときは裁判所は管理人を選任することを要す(同法同條準用)

所有者か引渡を拒みたるときは競落人又は債権者の申立に因り裁判所は執達吏をして債務者の占有を解き其不動産を管理人に引渡さしむへし(同法同條準用)

(十七) 競落を許す決定が確定したる後競落人か代價を支拂はざるときは裁判所は職

権を以て不動産の再競賣を命せざるへからず
再競賣に關しては民事訴訟法第六百八十八條の規定を準用す

第三十三條 競落人ハ競落ヲ許ス決定カ確定シタル後直チニ
代價ヲ裁判所ニ支拂フコトヲ要ス此場合ニ於テハ裁判所ハ
其裁判ノ謄本ヲ添へ競落人カ取得シタル權利ノ移轉ノ登記
ヲ管轄登記所ニ囑託スヘシ
裁判所ハ前項ノ代價ノ中ヨリ競賣ノ費用ヲ控除シ其殘金ハ
遲滯ナク之ヲ受取ルヘキ者ニ交付スルコトヲ要ス

民事訴訟法の強制競賣に在りては競落を許す決定か確定したる後裁判所は職權
を以て代金の支拂及び配當の期日を定め此期日に於て代金の支拂を爲さしめ且
つ代金の配當を實施す而して代金の支拂及び配當の實施に付ては詳細の規定を
設く之に反して本法の競賣に在りては代價の支拂及び配當の期日を定むること
なく又代價の支拂と配當とに付ては本條の規定あるのみ從て疑問少からずとす
故に本條に付ては稍詳細に説明すへし

(一) 代價の支拂 競落人は競落を許す決定か確定したる後直ちに代價を裁判所に
支拂ふとことを要す

代價の支拂に付ては別に期日を定めず故に競落人は競落を許す決定か確定し
たる後直ちに自ら進んで代價を支拂はさるへからず直ちにとは即刻又は即日
といふか如き特定の時又は日を指すにわらず遲滯なく代價を支拂ふべきこと
を定めたるものに過ぎず

競落人カ代價を支拂はさるときは裁判所は再競賣を命すへきことは前條(其)に
於て之を説明したり而して裁判所カ再競賣を命せざる間は假令競落を許す決
定か確定したる後數日又は數週を経たるごとと雖競落人は尙有效に代價の支
拂を爲すことを得るものとす
又裁判所カ再競賣を命したるときと雖再競賣期日の三日前までは再競賣の手
續に關する費用を併せ支拂ふに於ては競落人は尙有效に代價の支拂を爲すこ
とを得(第三十二條に依り民事訴訟法第六百八十八條第四項準用)

競落人が代價を支拂ひたるときは裁判所は競落を許す決定の謄本を添へ競落人
カ取得したる權利の移轉の登記を管轄登記所に囑託することを要す抑も競落人

は競落を許す決定の確定に因り競賣の目的たる権利を取得す(第二條参照)るものなるに拘はらず代價の支拂を終る迄權利移轉の登記を爲さざるは競落人か代價支拂の義務を怠り爲に再競賣を命ずるに至るべきことあるを以てなり
競落に因る權利移轉の登記は裁判所か囑託したる場合に限り之を爲す故に競落人は自ら其登記を申請することを得ず

(二)代價の配當 裁判所は代價の支拂を受けたるときは先づ競賣の費用を扣除し其殘金は遲滞なく之を受取るべき者に交付することを要す

先づ競賣の費用を扣除するは各權利者の共同利益の爲に支出したる費用なるを以てなり競賣の費用とは執達吏の手續料鑑定人の報酬等をいふ
競賣の費用を扣除したる殘金を以て競賣の申立人及び配當を要求したる各權利者の債權を辨濟し尙殘餘あるときは之を所有者競落を許す決定か確定したる前の所有者をいふに交付すべきものとす

配當を要求するを得る者は不動産上の權利者たる債權者に限る例へは抵當權者質權者先取特權者留置權者の如き之れなり普通の債權者は配當を要求する權利なし但し所有者か未だ殘餘を受取らざる間は其部分に限り其受取

1111

る權利裁判所に對する債權を強制執行の方法に依り差押ふることを得るは勿論なり

配當要求は配當の完結する迄何時にても之を爲すことを得

競賣の費用を扣除したる殘金を以て各權利者の債權を辨濟すること能はざるときは民法商法其他實體法の規定に従ひ各債權の順位を定め配當すべきものとす

第一の順位に在る抵當權者と第二の順位に在る抵當權者とある場合には先づ第一の順位に在る抵當權者の債權を辨濟し殘餘あるときは第二の順位にある抵當權者に之を交付するか如き之れなり權利の順位に付ては民法第二編第七章第八章第九章第十章並に商法の規定等を参照す可し

同順位に在る各權利者には平等の割合を以て配當を爲すべきものとす
一の債權の元本利息及費用を拂ふに足らざるときは順次に費用利息及び元本に配當することを要す但し抵當權者なるときは民法第三百七十四條の規定に従はざるへからず

利害關係人は配當に對し不服を申立つることを得す但し裁判所か不當に配當を

爲したるときは之に因り権利を害せられたる者は不當に配當を受けたる者に對し訴を以て優先權を主張することを妨げす

第三十四條 裁判所ハ競賣期日ノ公告ヲ爲ス前申立ニ因り競賣ニ代ヘテ入札拂ヲ爲スヘシ此場合ニ於テハ民事訴訟法第七百三條乃至第七百五條ノ規定ニ依ル外本章ノ規定ヲ準用ス

入札拂は競賣期日の公告を爲す前に其申立ありたる場合に限り之を爲す

第三十五條 競落ヲ爲スシテ競賣手續ヲ完結シタルトキハ

裁判所ハ第二十六條ノ規定ニ依リテ爲シタル登記ノ抹消ヲ

囑託スヘシ

説明すへきことなし

第四章 船舶ノ競賣

本章に於ては船舶の競賣に關する手續を規定す

第三十六條 登記シタル船舶ノ競賣ハ申立ニ因り其當時ノ碇

泊港又ハ船舶ノ現在地ヲ管轄スル區裁判所之ヲ爲ス

(一)登記したる船舶の競賣に限り本章の規定に従ふ登記せざる船舶の競賣は第二章の規定に従ふべきものなり

登記したる船舶とは明治三十二年勅令第二百七十號船舶登記規則に従ひ登記簿に登記したる船舶をいふ端舟其他櫓權のみを以て運動し又は主として櫓權を以て運轉する舟及び總噸數二十噸未滿又は積石數二百石未滿の船舶は登記を受くることを得ず(商法第五百三十八條第五百四十條船舶法第二十條及び船舶登記規則參照)

(二)登記したる船舶の競賣は申立に因り其當時の碇泊港又は船舶の現在地を管轄する區裁判所之を爲す

(三)登記したる船舶の競賣の申立を爲すことを得る者は民法の規定に因る先取特權者(民法第二編第八章商法第六百八十條に掲げたる船舶債權者(商法第五編第六章抵當權者(商法第六百八十六條)等)なり又船長は商法第五百七十條の場合に於ては競賣の申立を爲すことを得其他商法第五編等を參照す可し

不動産又は他の動産は之を以て質權の目的と爲すことを得るに反し登記したる

船舶は質権の目的と爲すことを得ず(商法第六百八十八條故に登記したる船舶に付ては質権者あることなし)

第三十七條 競賣ノ申立書ニハ船舶所有者並ニ船長ノ氏名住所船舶ノ表示及ヒ競賣ノ原因ヲ記載シ且船舶登記簿ノ謄本及ヒ官ノ認可ヲ要スル場合ニ於テハ其認可ヲ得タルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

本條は競賣の申立書に記載す可き要件と申立書に添附することを要する書面とを規定す

競買の申立書に記載す可き要件に付ては別に説明を要せず
競賣の申立書には左の書面を添附することを要す

- (一) 船舶登記簿の謄本 船舶登記規則を参照す可し
- (二) 競賣を爲すには官の認可を要する場合に在りては其認可を得たることを證する書面 官の認可を要する場合は例へは船籍港外に於て船舶が修繕すること能はざるに至りたるときは船長は管海官廳の認可を得たる場合に限り之を競買することを得るか如き之れなり(商法第五百七十條)

10R

第三十八條 競賣期日ノ公告ニハ申立ニ因リテ競賣ヲ爲ス旨

ノ外船舶ノ表示及ヒ其碇泊港又ハ現在ノ場所ヲ記載スルコトヲ要ス

船舶の競賣に付ては本法第三章即ち不動産の競賣に關する規定を準用すへきものなり(第三十九條)故に船舶の競賣の申立に因りて裁判所が競賣手續の開始決定を爲し(第二十五條準用)たるときは第二十七條を準用して競賣期日及び競落期日を定め之を公告することを要するものとす

本條は競賣期日の公告に記載することを要する事項を定む(一)申立に因りて競賣を爲す旨(二)船舶の表示(三)船舶の碇泊港又は現在の場所即ち之れなり
競賣期日の公告には本條に定めたる事項を記載するのみを以て足れりとせず尙第二十九條の規定を準用す可きものとす(第三十九條)

第三十九條 前章ノ規定及ヒ民事訴訟法第七百十九條第七百二十條第二項、第七百二十三條、第七百二十五條ノ規定ハ船舶ノ競賣ニ之ヲ準用ス

(一) 競賣手續の續行中に在りては船舶は競賣の開始決定を爲したる當時の碇泊港又は現在地に之を碇泊又は現在せしむ可きものとす然れども商業上利益の爲め適當とする場合に於ては裁判所は總ての利害關係人の申立に因り航行を許すことを得(民事訴訟法第七百十九條準用)

(二) 競賣の申立書には船舶登記簿の謄本を添附することを要するは第三十七條の規定するところなり然れども船舶登記簿を保管する官廳即ち船舶登記所が遠隔の地に在るときは競賣の申立人は船舶登記簿の謄本の請求あらんことを裁判所に申立て以て謄本の添附に代ふることを得(民事訴訟法第七百二十條第二項準用) 此申立ありたるときは裁判所は船舶登記所に船舶登記簿の謄本の送附を請求せざる可からず

(三) 競賣開始決定を爲したる當時船舶が其裁判所管轄内に存せざりしことの顯はるゝときは裁判所は開始決定及其後の手續を取消さざる可からず(民事訴訟法第七百二十三條準用)

(四) 船籍港の區裁判所管轄外に於て競賣の開始決定を爲したるときは其決定を爲したる裁判所は競賣期日の公告を其裁判所の掲示板及び船舶の碇泊港又は現在

地の市町村の掲示板に掲示することを要し且新聞紙に掲載することを得(第十九條第二項準用)るは勿論尙は該公告を船籍港の區裁判所に送付し其裁判所の掲示板に之を掲示すべきことを囑託せざる可からず(民事訴訟法第七百二十五條準用) (五) 船舶の競賣に付て以上に説明したる事項の外第三章即ち不動産の競賣の規定を準用す可きものとす

第五章 増價競賣

本章は不動産の増價競賣に關する手續を規定す

本章の逐條講義を爲すに先ち増價競賣とは如何なるものなるやを説明するを便宜とす故に左に其大要を説明す可し

抵當權者が其抵當權を實行せんと欲する場合に於て抵當不動産に付き所有權地上權又は永小作權を取得したる第三者あるときは抵當權者は抵當權を實行せんと欲する旨を豫め其第三取得者に通知することを要す(民法第三百八十一條)然るに第三取得者は此通知を受けざる前に於ては何時にも又此通知を受けたときは二个月内に民法第三百八十三條の送達を爲したるときに限り抵當權の滌除を爲すを得るものとす(民法第三百八十二條)而して第三取得者か抵當權を滌除せ

不動産増價
競賣とは如何
なるものなる
や

んと欲するときは登記を爲したる各債権者に民法第三百八十三條に規定したる書面を送達せざる可からず其送達す可き書面は(一)不動産取得の原因年月日代價等を掲げたる書面(二)登記簿の謄本(三)債権者が一个月内に民法第三百八十四條の規定に従ひ増價競賣を請求せざるときは第三取得者は(一)の書面に掲げたる代價又は特に指定したる金額を各債権者の債権の順位に従ひて辨濟又は供託すへき旨を記載したる書面之れなり登記したる各債権者は此等の書面の送達を受け第三取得者の提供を承諾したるときは第三取得者は代價又は特に指定したる金額即ち其提供したる金額を債権の順位に従ひて辨濟し又は供託して抵當權を消滅せしむることを得之れを抵當權の滌除を爲すといふ(民法第三百七十八條然れども各債権者が第三取得者の提供を承諾せずして(一)(二)(三)書面の送達を受けたる後一个月内に第三取得者に對して増價競賣を請求するときは第三取得者は抵當權の滌除を爲すことを得ず(民法第三百八十四條第三者に對して増價競賣を請求するときは抵當不動産を競賣する旨及び若し競賣に於て第三取得者が提供したる金額より十分の一以上高價に抵當不動産を賣却すること能はざるときは十分の一の増價を以て自ら其不動産を買受くべき旨を通知し以て第三取得者をして抵當

權の滌除を爲すを得ざらしむるをいふ此請求を爲す場合に於ては其債権者は自ら其不動産を買受くべき場合に於ける代價及び競賣の費用に付き擔保を供することを必要とす(民法第三百八十四條)

登記したる債権者が第三取得者より前段に説明したる(一)(二)及び(三)の書面の送達を受けたる後一ヶ月内に其第三取得者に對して前段末文に述べたる請求を爲し其請求を送達したる日より三日内に抵當不動産所在地の區裁判所に競賣の申立を爲し且つ擔保の認許を求めたる場合に於て爲す可き競賣を増價競賣といふ而して本章は其競賣の手續を規定したるものなり

(附言)債権者が第三取得者に對して増價競賣を請求するときは前に説明したる(一)(二)及び(三)の書面の送達を受けたる日より一ヶ月内に債務者及び抵當不動産の譲渡人に之を通知することを要す(民法第三百八十五條)

増價競賣を請求したる債権者は登記を爲したる他の債権者の承諾を得るに非ざれば其請求を取消すことを得ず(民法第三百八十六條)

抵當權の滌除及び増價競賣の請求に關する民法の規定は不動産を目的とする質權及び先取特權並に登記したる船舶を目的とする抵當權に之を準用す可きもの

とす(質権に付ては民法第三百六十一條を、先取特權に付ては同法第三百四十一條を登記したる船舶を目的とする抵當權に付ては商法第六百八十六條を参照す可し)

第四十條 民法第三百八十四條ノ規定ニ依リテ抵當不動産ノ

増價競賣ヲ請求スル債權者ハ第三者取得者ニ競賣ノ請求ヲ

送達シタル日ヨリ三日内ニ抵當不動産所在地ノ區裁判所ニ

競賣ヲ申立ヲ爲シ且擔保ノ認許ヲ求ムルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ラサル競賣ノ請求ハ無効トス

増價競賣の
申立及管理の
裁判法

本條に於ては増價競賣の申立を爲すことを要する場合と増價競賣の管轄裁判所とを定む

(一)増價競賣の申立を爲すことを要する場合、増價競賣の申立を爲すことを要する者は民法第三百八十四條の規定に依りて抵當不動産の増價競賣を請求したる債權者若しくは同條の規定を準用するに依りて抵當船舶の増價競賣を請求したる債權者の如きものに限る(此事に付ては既に説明したり而して此等の者が増價競賣の申立を爲すには第三取得者に競賣の請求を送達したる日より三日内に之を

爲すことを要し且擔保の認許を求めざる可からず此擔保は第三取得者が提供したる金額より十分の一以上の高價にて競落する者なき場合に於て申立人か十分の一の増價を以て其不動産(又は船舶)を買取る場合に於ける其代價及び費用支拂の擔保たり此擔保に付ては法律は別段の制限を設けず

(二)管轄裁判所 増價競賣の申立は目的たる不動産所在地の區裁判所に之を爲すことを要す但し船舶の場合にありては其船舶の所在地の區裁判所に之を爲すことを要す

本條第一項の規定(前(一)及(二)に於て之を説明したり)に依らざる競賣の申立は無効なり故に裁判所は其申立を不適法なりとして却下することを要す

(附言) 本章の規定は抵當不動産の増價競賣に關する規定にして抵當船舶の増價競賣等に付ては本章の規定を準用すべきものとす故に予は第四十一條以上に於ては別段の説明を爲さず

第四十一條 競賣ノ申立書ニハ左ノ事項ヲ記載シ請求債權者之ニ署名捺印スベシ

一 債務者ノ氏名住所
二 抵當不動産ノ表示

三 第二取得者及ヒ讓渡人ノ氏名住所

四 擔保ノ表示

五 第三取得者カ提供シタル金額

六 請求者カ定メタル増價金額

七 年月日

八 裁判所

申立書ニハ民法第三百八十三條ノ送達ヲ受ケタル日ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

民事訴訟法第六百四十三條第一項三號乃至第五號第二項及

七第三項ノ規定ハ本條ノ申立ニ之ヲ準用ス

(第一項) 増價競賣の申立は書面を提出して之を爲さる可からず本條第三項は

競賣申立書記載の事項

其書面に具備す可き要件を定む請求債權者とは増價競賣の申立を爲すところの債權者をいふ

第一號第二號に付ては別に説明す可きことなし

第三號 讓渡人とは第三取得者に其不動産を讓渡したる者をいふ

第四號 擔保に付ては民法第三百八十四條第三項を参照す可し

第五號 民法第三百八十三條第三號を参照す可し

第六號 民法第三百八十四條第三項を参照す可し

第七號第八號に付ては別に説明す可きことなし

(第二項) 増價競賣の申立書には民法第三百八十三條第一號乃至第三號に規定したる書面の送達を受けたる日を證する書面を添附することを要す本項の規定を設けたるは申立人カ民法第三百八十三條の送達を受けたる者なることと民法第三百八十三條送達を受けたる日とを證せしめしか爲めなり故に申立書には送達を受けたる民法第三百八十三條第一號乃至第三號に規定し在る書面の原本又は謄本と其書面の送達を受けたる日を證するに足る可き書面とを添附することを要す

(第三項) 本項に付ては第二十四條の講義を参照す可し

第三十四條第四項の規定に依るときは競賣の申立には民事訴訟法第六百四十三條第一項第三號の規定を準用するに反し本條第三項の規定に依るときは増價競賣の申立には民事訴訟法第六百四十三條第二項第三號の規定を準用することなし蓋し増價競賣は第三取得者ある場合に限り之れを爲すことを得べく第三取得者は其所有權の取得に付き登記を受けたる場合に限り抵當權者に對し第三取得者たることを主張することを得るものたり隨て登記簿に登記ある不動産に付ては増價競賣を爲すことを得る場合なければなり

(附言) 本條には第二十四條第三項の如き規定なし然れども申立書には不動産に關する登記簿の謄本民法第三百八十三條第二號の書面を添附すべきことは本條第二項の講義に於て説明したるか如く又代理人に依りて申立を爲すときは其委任狀を添附することを要するは勿論のことなり
第四十二條 裁判所ハ擔保ノ許否ニ付キ期日ヲ定メ決定ヲ以テ其裁判ヲ爲スヘシ
期日ニハ請求債權者及至第三取得者ヲ呼出タスヘシ

増價競賣の
擔保認許に
關する裁判

裁判擔保を
認許せざり
し場合

擔保ノ裁判ニ對シテ不服ヲ申立タスルコトヲ得ヌ
第四十條の規定に依り増價競賣の申立と擔保の認許の求とありたるときは裁判所は先づ擔保の許否に付き期日を定め其期日には請求債權者と第三取得者とを呼出たして辯論を爲さしめたる上決定を以て擔保の許否に付き裁判を爲さる可からず擔保の裁判に對しては抗告を爲すことを許さず

第四十三條 競賣ノ請求ハ擔保ヲ認許セサル裁判ニ因リテ當然其效力ヲ失フ

民法第三百八十四條ニ定メタル期間内ニ第三取得者ニ對シテ競賣ノ請求書ヲ送達シタル他ノ債權者ハ前項ノ裁判アリタル日ヨリ三日内ニ第四十條ノ申立ヲ爲スコトヲ得
擔保を認許せざる裁判ありたるときは増價競賣の請求は之れに因り當然其效力を失ふ故に裁判所は増價競賣の申立に付き別に裁判を爲すことを要せず

第三取得者ハ抵當權を濫除せんと欲するときは登記を爲したる各債權者に民法第三百八十三條第一號乃至第三號の書面を送達することを要す然るに債權者の

二人以上が第三百八十三條の送達を受けたる日より二个月内に増價競賣の請求を爲すこと無しとせず此場合に於て其請求を爲したる債權者の一人が増價競賣の申立を爲し裁判所が擔保を許さざる裁判を爲したるときは第三百八十三條の送達を受けたる日より二个月内に増價競賣の請求を爲したる他の債權者は本條第二項の規定に従ひて第四十條の申立を爲すことを得

第四十四條 裁判所が擔保ヲ認許シタルトキハ競賣手續ノ開始

始メ決定ヲ爲ス

決定ニハ認許シタル擔保ヲ表示シ且第四十一條第一項第一號乃至第三號第六號及ヒ第七號ニ掲ケタル事項ヲ記載ス

第二十五條第三項第三項及ヒ第二十六條第一項ノ規定ハ本

條ノ決定ニ之ヲ準用ス

裁判所は擔保を認許する裁判を爲したるときは競賣手續の開始の決定を爲す可からず其決定には認許したる擔保を表示し且第四十一條第一項第一號乃至

裁判擔保を認許せし場合

第三號第六號及ヒ第七號に掲げたる事項を記載し其決定を爲したる判事之に署名捺印することを要す(第二十五條第二項準用)

民事訴訟法第三百三十九條の規定は開始決定に之を準用す(第二十五條第三項準用)

裁判所は開始決定を爲すと同時に職權を以て競賣の申立ありたることを競賣に付すへき不動産に関する登記簿に登記すへき旨を其管轄登記所に囑托せざる可からず(第二十六條第一項準用)

第四十五條 第二十七條第一項及ヒ第二項ノ規定ハ増價競賣

ニ之ヲ準用ス

左ニ記載シタル者ヲ利害關係人トス

- 一 競賣請求者
- 二 債務者
- 三 第三取得者及ヒ讓渡人
- 四 登記簿ニ登記シタル不動産上ノ權利者

競賣法 増價競賣

五 不動産上ノ権利者トシテ其權利ヲ證明シタル者

裁判所が開始決定を爲したるときは競賣期日及び競落期日を定めて之を公告することとを要す(第二十七條第一項準用)

競賣の期日は競賣手續の利害關係人に之を通知することを要す(第二十七條第二項準用)

本條第三項に記載したる者を競賣手續の利害關係人トす

第四十六條 競賣ノ公告ニハ増價競賣ノ申立ニ因リテ競賣ヲ爲ス旨及ヒ請求者ノ定メタル増價金額ノ外民事訴訟法第六百五十八條第一號乃至第三號第五號第七號第九號及ヒ第十號ニ掲ケタル事項ヲ記載スヘシ

第三十三條及ヒ民事訴訟法第六百五十九條乃至第六百六十九條第六百七十一條乃至第六百七十六條乃至第六百八十三條第六百八十七條ノ規定ハ本章ノ競賣及ヒ競落ノ手續ニ之ヲ準用ス

(第一項) 裁判所が増價競賣の開始決定を爲したるときは前條第一項の規定に依り本法第二十七條第一項の規定を準用し競賣期日及び競落期日を定めて之を公告することを要す而して本條第一項は其公告に記載すべき事項を定めたるものにして其記載すべき事項は左の如し

- 一 増價競賣の申立に因りて競賣を爲す旨
- 二 増價競賣の請求者が定めたる増價金額(第四十一條第六號參照)
- 三 競賣すべき不動産の表示(民事訴訟法第六百五十八條第一號)
- 四 租税其他の公課(同法同條第二號)
- 五 賃貸借ある場合に於ては其期限並に借賃(同法同條第三號)
- 六 競賣期日の場所日時及び競賣を爲すべき執達吏の氏名並に住所(同法同條第五號)

七 競賣期日の場所及び日時(同法同條第七號)

八 登記簿に記入を要せざる不動産上權利を有する者其債權を届出つべき旨

(同法同條第九號)

(注意) 不動産上權利を有する者とは例へは留置權者、抵當權者、質權者又は先

取特権者の如し其不動産に關する租税其他の公課を管掌する官廳公署亦然り

九 利害關係人競賣期日に出頭す可き旨(同法同條第十號)

(注意) 利害關係人に付ては前條第二項參照

(第二項) 第二十九條、第三十條、第三十二條及び第三十三條の講義を參照すへし

第四十七條 競賣期日ニ請求債權者カ定メタル増價金額ニ達スル競賣ノ申込ナキトキハ請求債權者ヲ以テ競落人トス

民事訴訟法第六百七十八條ノ規定ニ依リ最高價競買人カ其競買ヲ取消シタルトキハ裁判所ハ更ニ競賣期日及ヒ競落期日ヲ定メテ之ヲ公告スルコトヲ要ス

(第一項) 既に述べたる如く増價競賣は若し競賣に於て第三取得者カ提供したる金額より十分の一以上高價に抵當不動産を賣却すること能はざるときは十分の一の増價を以て自ら其不動産を買受くべき旨を附言し第三取得者に對して之を請求するものなり(民法第三百八十四條第二項參照)故に競賣期日に競價競賣を請求したる債權者カ定めたる増價金額(即ち第三取得者カ提供したる金額に其十分

の一を増價したる金額)と同額以上の代價を以て競買の申込を爲す者あるときは増價競賣を請求したる債權者をして其不動産を買取らしむべきにあらずと雖若し増價金額に達する代價を以て競買の申込を爲す者なきときは増價競賣を請求したる債權者をして其不動産を買取らしめざるべからず之れ即ち本條第一項の規定を設けたる所以なり

(第二項) 民事訴訟法第六百七十八條には、競賣期日ト競落期日トノ間ニ天災其他ノ事變ニ因リ不動産カ著シク毀損シタルトキハ最高價競買人タル呼上ヲ受ケタル者ハ其競買ヲ取消ス權利アリ其毀損ノ著シキヤ否ヤハ裁判所事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ムとの規定あり此規定は民事訴訟法上の強制競賣に關する規定なりと雖本章第四十六條第二項に依り本章の増價競賣にも亦準用せらる

然るに民事訴訟第六百七十八條の規定に依り最高價競買人カ其競買を取消したる場合に於ては其者の競買の申込は無効と爲るを以て本條第一項の規定に従ひ請求債權者を以て競落人と定むべきや否やの疑問生ず之れ即ち本條第二項の規定を設けたる所以にして此場合に於ては裁判所は請求債權者を以て競落人と爲すこと無く更に競賣期日及び競落期日を定めて之を公告することを要するもの

ど爲したるなり而して其公告には第四十六條第一項に掲けたる事項を記載すへきものとす

第四十八條 増價競賣ノ擔保ハ競賣代價ノ完済ニ因リテ其效力ヲ失フ

増價競賣の擔保は請求債權者か其定めたる増價金額を以て抵當不動産を買取る場合に於ける代價及び費用の債務履行の擔保なり(民法第三百八十四條)隨て競落人か代價を完済したるときは最早増價競賣の擔保は要なきに至るか故に本條の規定を設け増價競賣の擔保は競賣代價の完済に因りて擔保たる效力を失ふことに爲したるなり
増價競賣の擔保か其效力を失ひたる後は請求債權者は之か取戻を爲すことを得るものなり

第四十九條 裁判所ハ競賣請求者ノ申立ニ因リ競賣ニ代ヘテ入札拂ヲ爲ス可シ此場合ニ於テハ民事訴訟法第七百三條乃至第七百五條ノ規定ニ依ル外本章ノ規定ヲ準用ス

入札拂を爲す場合に於ては民事訴訟法第七百三條乃至第七百五條の規定に依る外本章第四十五條乃至第四十八條の規定を準用すへきものなり
民事訴訟法第七百三條乃至第七百五條の規定に付ては第三十四條の講義を参照すへし

附 則

第五十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本條の規定に因り明治三十一年六月二十一日勅令第二十三號を以て本法の施行期日を明治三十一年七月十六日と定められたり

第五十一條 明治二十三年法律第九十二號増價競賣法ハ本法發布ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

本條に付ては別に説明すへきことなし

第三編 後論

(第一) 競賣法に依る競賣の性質

(一) 競賣は財産權を賣却する一の方法なり

競賣法 増價競賣

- (二) 競賣は民法商法の規定に依り他人の財産権を競賣することを得る者(抵當権者質権者等)の委任又は申立に因り國家の機關(執達吏、區裁判所)之を爲す
 - (三) 競賣は賣却を取扱ふ機關か公の場所に於て代價の申立を催告し之に應じ代價を申出てたる者の中に就き最高價の申立を爲したる者に目的たる財産権を賣却する方法なり
 - (四) 賣買は私法上の行爲にして契約の一種に屬す之に反して競賣は公法上の行爲なり故に賣買と競賣とは財産権を移轉し對價を支拂はしむることを目的とする點に於て相同しと雖其法律關係を異にす
 - (五) 競賣は非訟事件の一種なるか故に競賣の手續に付き競賣法に規定なき事項に關しては非訟事件手續法の規定を適用すべきものとす
- (第二) 競賣法に依る競賣の效力
- (一) 競買人は競落に因りて目的たる權利を取得す(第二條)但代價を支拂はさるときは目的物を受取ることを得ざるのみならず一旦取得したる權利を喪失せしめらる
 - (二) 競賣の目的物の上に存する總ての先取特權及び抵當權は競落に因りて消滅す

但其先取特權者又は抵當權者か競賣人に對して優先權を有する質權者に對し優先權を有する者なるときは競買人は代價を支拂ひたる外之に辨濟を爲すにあらざれば目的物を受取ることを得す(第二條の講義參照)

(三) 競賣の目的物の上に存する留置權は競落に因りて消滅せず故に競買人は代價を支拂ひたる後と雖之に辨濟を爲すにあらざれば目的物を受取ることを得す(第二條の講義參照)

(四) 競賣人に對し優先權を有せざる質權者は其質權を以て競賣人に對抗することを得ず故に其質權は競落に因りて消滅す

競賣人に對し優先權を有する質權者は其質權を以て競賣人に對抗することを得るか故に其質權は競落に因りて消滅せず隨て競落人は代價を支拂ひたる後と雖之に辨濟を爲すにあらざれば目的物を受取ることを得す(第二條參照)

(五) 競賣の目的物の上に存する地上權、永小作權、地役權か競賣人の權利の登記前に登記せられたるものなるときは競落に因りて消滅せず之に反して競賣人の權利の登記後に登記せられたるものなるときは競落に因りて消滅す

(六) 競賣の目的たる不動産の上に存する賃借權か登記したるものにあらざるとき

は賃借人は其賃借権を以て競落人に對抗することを得ず
賃借権か登記したるものなるときは左の區別に従ふ

(イ) 競賣人か物権者にあらざるときは賃借人は其賃借権を以て競落人に對抗することを得賃借権は登記を爲すときは物権と等しく之を以て第三者に對抗するを得るか故なり

(ロ) 競賣人か賃借権の登記後に登記したる物権者なるときは賃借人は賃借権を以て競落人に對抗することを得(民法第六〇五條参照)

(ハ) 競賣人か賃借権の登記前に登記したる物権者なるときは賃借人は賃借権を以て競落人に對抗することを得

但民法第六百二條に定めたる期間を超えざる賃借権に限り抵當権先取特權又は質権の登記後に登記したるものと雖之を以て其抵當権者先取特權者又は質権者に對抗することを得るか故に此種の賃借人は競賣人か抵當権者先取特權者又は質権者なるときは其賃借権か其抵當権先取特權又は質権の後に登記したるものなる場合と雖之を以て競落人に對抗することを得然れども若し其賃借権か抵當権者先取特權者又は質権者に損害を及ぼすときは抵當権者先取特

權者又は質権者は其賃借の解除を裁判所に請求することを得(民法第三九五條、第三四一條、第三六一條)

(第三) 民法第五百六十八條

競賣法に依る競賣も亦民法第五百六十八條の適用を受く

民法第五百六十八條には「強制競賣ノ場合ニ於テハ云々」とあり故に同條は民事訴訟法に依る強制競賣の場合にのみ適用すべき規定なるか如し然れども同條制定の沿革に徴するときは同條に所謂強制競賣は民事訴訟法に依る強制競賣のみならず競賣法に依る競賣をも含むものなることを知るに足る

次に同條には「契約ノ解除ヲ爲シ云々」とありて民事訴訟法に依る強制競賣及び競賣法に依る競賣も亦立法者は普通の賣買と同じく契約の一種なりと爲したるか如し然れども競賣は公法上の行爲にして私法上の行爲たる契約にあらざること

は前に述べたるか如し故に同條に所謂「契約」とは公法上の行爲たる競賣の意義なりと解釋せざるべからず
尙同條に關しては民法債權編の講義に於て詳細なる説明ありたるなるへしと信ずるか故に茲には同條か競賣法に依る競賣にも適用せらるべき規定なることを

注意するに止む

(第四) 競賣法に依る競賣の目的と爲り得べきもの

(一) 無記名債権は民法第八十六條第三項の規定に依り動産と看做さる隨て無記名債権は競賣法第二章(動産の競賣)の規定に従ひ之を競賣することを得

(二) 記名債権は動産の一種にあらず又動産なりと看做さるゝものにあらざるか故に競賣法第二章の規定に従ひ之を競賣することを得す

(注意) 民事訴訟法に於ては有價證券は記名なるときと雖之を動産と爲す(民事訴訟法第六編第二章第一節第二款第五百八十二條)民事訴訟法に於て之を動産と爲すは舊民法に従ひたるものなり

民法に於ては土地及其定着物以外の有體物のみを動産と爲し無記名債権に限り之を動産と看做す(商法亦然り)か故に民法に従ふときは記名の有價證券は動産にあらず動産と看做さるゝものにあらず

競賣法は民法商法の附屬法なり故に競賣法に於ける動産なる文字は民法商法に於ける動産なる文字と同一の意義を有すと爲さる可からず舊民法の規定に従ひたる民事訴訟法に於ては記名の有價證券を動産と爲すの理由に因り競

賣法に於ける動産なる文字は記名の有價證券を包含すと解釋するは誤なり

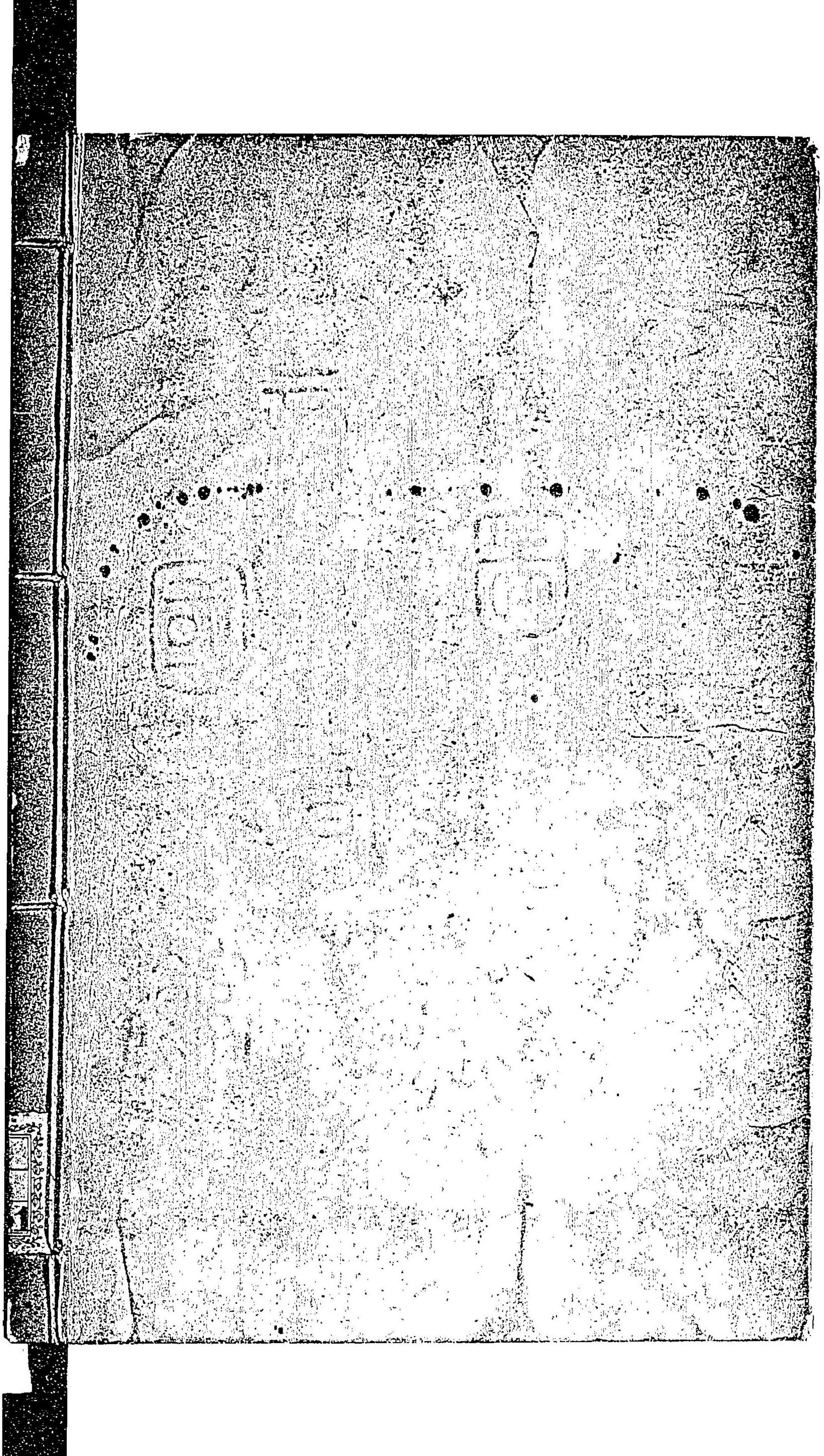
(三) 競賣法には動産の競賣と不動産の競賣とに關する手續を規定するのみ隨て不動産、動産、無記名債権以外のものは競賣法に依り之を競賣することを得す

(第五) 不動産、動産又は無記名債権にあらざるものを目的としたる質權の實行不動産、動産又は無記名債権にあらざるものを目的としたる質權を實行する手續に關しては民法第三百六十七條第三百六十八條の規定を参照す可し

競 賣 法 完 結

七
257

七
251



大日本新法典講習會
廿二年度第二回講義錄
競賣法
島田鉄吉

七
251

036735-000-6

七-251

競売法講義

島田 鉄吉/述

[M34?]

BBS-0165

